

# 吳市次世代育成支援行動計画

## － 後期計画 －

平成22年3月  
吳市

## はじめに

---



今日の急速な少子化の進行，家庭や地域を取り巻く環境の変化は，子どもたちにとりましても，自立の気概を身につけていくうえにおいて，少なからず影響が懸念されるところです。

このような中，国は，平成15年に「少子化対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」等を制定し，国・地方・事業主がそれぞれの役割を果たしながら，少子化対策への取組を推進することといたしました。

また，本市におきましても，県内でいち早く子育て支援センターを立ち上げるなど，様々な子育て支援諸施策の積極的な取組が高く評価され，平成16年に「子育て支援総合推進モデル市」として国の指定を受けるとともに，平成17年3月には「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ」を基本理念とした「呉市次世代育成支援行動計画」(前期計画)を策定し，さらに子育て支援諸施策の取組を推進してまいりました。

このたび，前期計画策定から5年が経過したことから，これまでの取組を振り返り，点検を行うとともに，より時代のニーズに応えるため，課題を整理し，施策の体系を一部見直した後期計画を策定いたしました。

後期計画では特に，働き方の見直しによる「仕事と生活が調和する社会(ワーク・ライフ・バランス)」の実現，また地域協働の考えのもとに地域社会全体で子育てを応援するためのネットワークの強化，子どもの安全確保などに着目し，子育て支援諸施策をさらに充実させ，刻々と変化する社会状況にも対応しながら，地域が関わり合う「ひとりの子育てからみんなの子育てへ」の実現を目指してまいりたいと考えております。

終わりに，この後期計画の策定に当たり，アンケート調査等にご協力頂きました市民の皆様をはじめ，ご審議いただいた呉市次世代育成支援対策推進協議会委員の皆様，貴重なご意見をお寄せいただきました方々，関係機関・団体の方々に，心から厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

呉市長 小村 和年

## 目 次

### 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景 .....	1
2 計画策定の目的 .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の対象 .....	2
5 性格・位置づけ .....	3
6 計画の策定体制 .....	3

### 子育て家庭を取り巻く現状

1 市の概要 .....	5
2 人口の動向 .....	6
3 世帯の動向 .....	14
4 未婚の状況 .....	15
5 就労の状況 .....	16
6 アンケート調査結果の概要 .....	17
(1) 地域で子どもと子育てを支える環境について .....	18
(2) すこやかに生み育てる環境について .....	22
(3) 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境について .....	22
(4) 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境について .....	23
(5) 子育てと仕事の両立を支える環境について .....	25
(6) 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境について .....	27
7 取組の評価と進ちよく状況 .....	29
(1) 取組の評価 .....	29
(2) 呉市次世代育成支援行動計画(前期)の進ちよく状況と評価 .....	32

### 計画の基本的方向

1 基本理念 .....	34
2 基本目標 .....	34
3 施策の体系 .....	36

### 実施計画

基本目標1 地域で子どもと子育てを支える環境づくり .....	37
重点施策(1) 地域における子育て支援の充実 .....	37
重点施策(2) 保育サービスの充実 .....	39
重点施策(3) 子育て支援のネットワークづくり .....	40
重点施策(4) 子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進 .....	41

基本目標2 すこやかに生み育てる環境づくり	42
重点施策(1) 子どもや母親の健康の確保	42
重点施策(2) 「食育」の推進	43
重点施策(3) 思春期保健対策の充実	44
重点施策(4) 小児医療の充実	45
基本目標3 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり	46
重点施策(1) 次代の親の育成	46
重点施策(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	47
重点施策(3) 家庭や地域の教育力の向上	48
重点施策(4) 青少年の健全育成及び非行等への対応	49
基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり	50
重点施策(1) 子どもの安全の確保	50
重点施策(2) 安心して外出できる環境の整備	51
重点施策(3) 安全・安心なまちづくりの推進	52
基本目標5 子育てと仕事の両立を支える環境づくり	53
重点施策(1) ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し	53
重点施策(2) 子育てと仕事の両立の推進	54
重点施策(3) 家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進	56
基本目標6 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり	57
重点施策(1) 児童虐待防止対策の充実	57
重点施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	58
重点施策(3) 障がい児施策の充実	59

## 計画の推進と施策の点検

1 基本的姿勢	60
2 推進体制	60

## 資料編

1 呉市次世代育成支援行動計画(後期)の数値目標一覧表	62
2 基礎データ	64
3 呉市次世代育成支援対策推進協議会	69
4 呉市次世代育成支援行動計画(後期)策定経緯	71
5 用語解説	72

# 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景

我が国の合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）は第一次ベビーブーム以降急速に低下し、平成17年には1.26まで低下しましたが、平成18年以降増加に転じ、平成20年は1.37となっています。しかし、人口を維持するために必要とされている2.08には遠く及ばず、少子化問題は早急に取り組むべき国政上の重要課題となっています。

また、婚姻についてみると、平成20年の婚姻件数は726,106件、婚姻率は5.8といずれも前年から増加に転じていますが、平均初婚年齢は平成20年で男性が30.2歳、女性が28.5歳と上昇を続けており、晩婚化が進行しています。

こうした少子化の流れを変えるため、これまで、国は様々な少子化対策を講じてきており、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）及び「児童福祉法の一部を改正する法律」を公布しました。推進法では、市町村は国が示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定するものとしており、呉市では、平成17年3月に「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ」を基本理念とする「呉市次世代育成支援行動計画」（以下「前期計画」という。）を策定しました。

さらに、前期計画策定以降も、全国的な少子化が進行している状況の中で、国は「子どもと家族を応援する日本重点戦略」（平成19年12月）を策定しました。この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとし、特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国としても新たな取組を進めていく方針を示しています。

本計画は、このような全国的な動向も踏まえつつ、呉市におけるこれまでの次世代育成支援対策の取組の進ちょく状況や課題を整理し、平成22年4月から新たにに取り組む行動計画（以下、「後期計画」という。）として策定するものです。

## 2 計画策定の目的

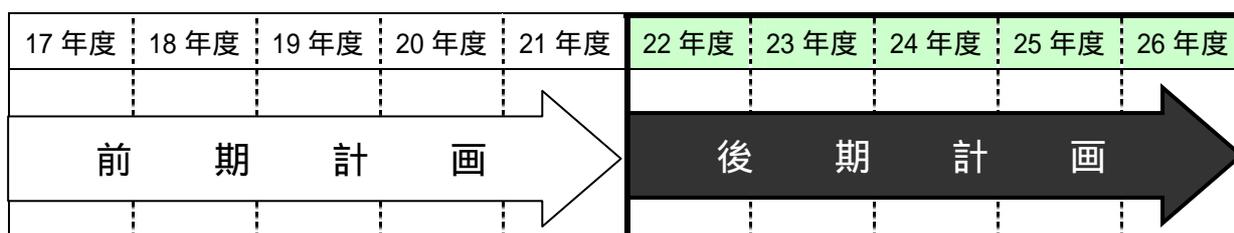
「次世代育成支援行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取組を推進することを目的とする10年間の時限立法である推進法において、地方公共団体に策定が義務付けられた計画です。

本計画は、少子化に的確に対応していくための緊急の課題とその対策を定め、行政のみならず地域住民、地域企業と連携した少子化対策推進のために策定するものです。

## 3 計画の期間

本計画は推進法で規定する10年間の集中的な取組期間のうち、平成22年度からの後期5年を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や、呉市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。



## 4 計画の対象

全ての子どもとその保護者の家庭等を対象に、地域住民、地域企業、行政など子どもを取り巻く全ての主体が協働し、子どもが健やかに生まれ、育まれる環境づくりを進めます。



## 5 性格・位置づけ

---

本計画は、推進法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。

本計画は、これまでの市の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、関連計画と整合性をもったものとして定めています。

本計画は、「児童の権利に関する条約」が定めるあらゆる子どもの人権を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し策定しています。

## 6 計画の策定体制

---

### (1) 呉市次世代育成支援対策推進協議会における審議

---

呉市が実施する次世代育成支援、少子化対策に関する施策の総合的な計画策定にあたり、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があるため、呉市次世代育成支援対策推進協議会において審議を行いました。

### (2) アンケート調査の実施

---

子育て支援に関するサービスの利用実態等を調査し、その量的及び質的なニーズを把握するため、国が示した調査票をもとに、市内に居住する就学前児童のいる世帯及び小学校児童のいる世帯各2,000世帯を対象に、平成21年2月にアンケート調査を行いました。

(参考)少子化対策の動向



# 子育て家庭を取り巻く現状

## 1 市の概要

呉市は、瀬戸内海のほぼ中央部、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面する陸地部と、倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成される気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

明治22年海軍鎮守府の開庁を機に本格的な市街地の形成が進められた呉市は、同35年10月1日に市制を施行し、最盛期の昭和18年には人口40万人を超える、日本一の海軍工廠を擁するまちに発展しました。

終戦による海軍の解体とともに、人口も15万人に激減しましたが、昭和25年の平和産業港湾都市への転換を目指す「旧軍港市転換法」の制定により、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の企業が進出し、瀬戸内有数の臨海工業地帯としての基盤を確立し、広島県の産業を牽引するとともに、平成12年には特例市の指定を受け、地方分権時代における広島県芸南地域の新たな担い手として重要な役割を担っています。

また、平成14年には全国で52番目に市制施行100周年を迎えるとともに、市町村合併の推進にも積極的に取り組み、平成15年4月に下蒲刈町と、同16年4月に川尻町と、同17年3月に音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町と合併して現在の市域となりました。

市域面積は353.29平方キロメートルで、瀬戸内海で最も長い約300キロメートルの海岸線を有しています。陸地部の北部には、灰ヶ峰、野呂山を始め、標高300～800メートル前後の山が連なり、島しょ部においても、標高200～500メートル前後の山があり、市域全体を通じて平坦地が少なく、集落が分断された形となっています。こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ、瀬戸内の美しい島々や多彩な峡谷美の景観は、貴重な観光資源として、また、市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれています。

## 2 人口の動向

### (1) 年齢3区分別人口の推移

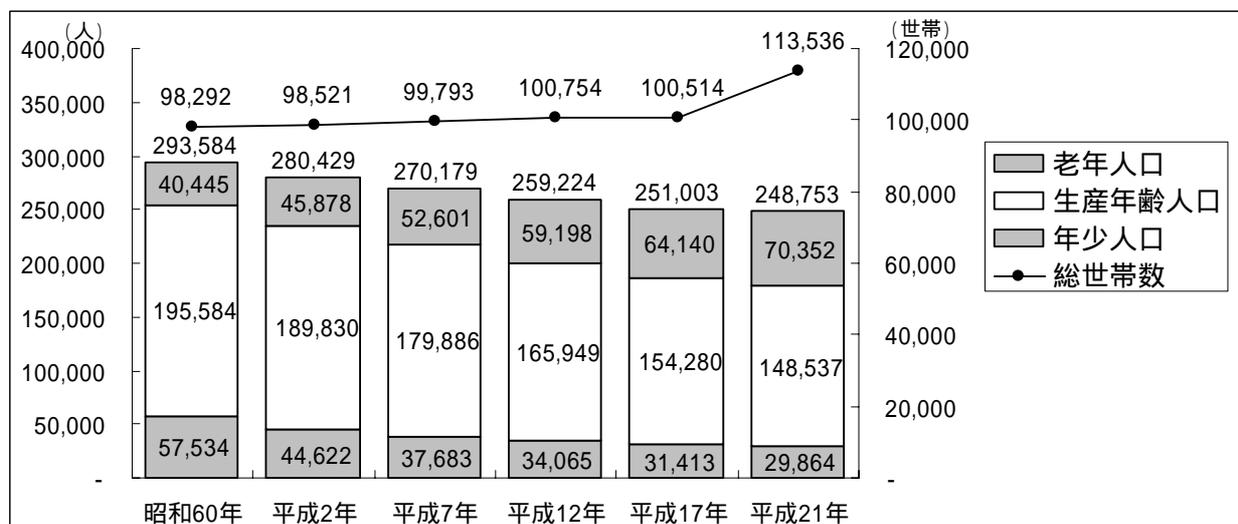
国勢調査による人口及び世帯数の動向をみると、総人口は昭和60年の293,584人から平成17年には251,003人と42,581人減少しています。一方、総世帯数は近年増加を続けてきましたが、平成12年をピークに減少に転じ、平成17年には100,514世帯となっています。

全国的に少子化が進む中で、呉市においても年少人口は減少を続けており、昭和60年の57,534人(19.6パーセント)から平成17年には31,413人(12.5パーセント)と20年間で5割弱減少しています。これに対し、老年人口は増加を続けており、人口構造の変化が顕著にみられます。

参考までに平成21年の住民基本台帳、外国人登録による人口及び世帯数をみると、年少人口の減少傾向は鈍化しているものの、人口減少、少子高齢化の傾向は依然続いています。

【年齢3区分別人口・世帯数の推移】

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
総人口	293,584人 (100.0%)	280,429人 (100.0%)	270,179人 (100.0%)	259,224人 (100.0%)	251,003人 (100.0%)	248,753人 (100.0%)
年少人口 0～14歳人口	57,534人 (19.6%)	44,622人 (15.9%)	37,683人 (13.9%)	34,065人 (13.1%)	31,413人 (12.5%)	29,864人 (12.0%)
生産年齢人口 15～64歳人口	195,584人 (66.6%)	189,830人 (67.7%)	179,886人 (66.6%)	165,949人 (64.0%)	154,280人 (61.5%)	148,537人 (59.7%)
老年人口 65歳以上人口	40,445人 (13.8%)	45,878人 (16.4%)	52,601人 (19.5%)	59,198人 (22.8%)	64,140人 (25.6%)	70,352人 (28.3%)
総世帯数	98,292世帯	98,521世帯	99,793世帯	100,754世帯	100,514世帯	113,536世帯
1世帯当たり人数	2.99人	2.85人	2.71人	2.57人	2.50人	2.19人



資料：国勢調査（昭和60年～平成17年）、住民基本台帳、外国人登録（平成21年9月末現在）

注1：人口及び世帯数についてはいずれも合併町分を含む。

注2：総人口及び構成比は年齢不詳者を含むため、各年齢層の合計と一致しない。

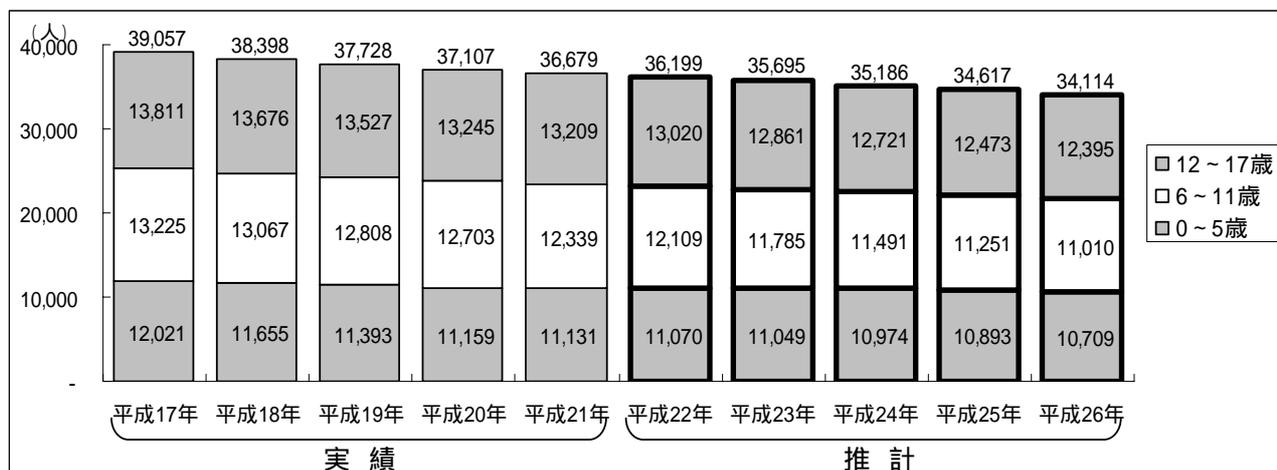
## (2) 児童人口の推移と推計

児童人口は減少を続けており、平成21年は36,679人、内訳は0～5歳11,131人、6～11歳12,339人、12～17歳13,209人となっています。

この傾向で推移すると平成26年の推計は合計34,114人で、内訳は0～5歳10,709人、6～11歳11,010人、12～17歳12,395人と見込まれます。  
(推計は住民基本台帳データを基に、コーホート変化率法により、平成18年度から21年度の平均変化率を用いて算出)

【児童人口の推移と推計】

区分	実績					推計				
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳	1,836人	1,791人	1,740人	1,813人	1,837人	1,829人	1,774人	1,721人	1,672人	1,623人
1歳	1,937人	1,862人	1,847人	1,794人	1,852人	1,888人	1,880人	1,823人	1,768人	1,717人
2歳	1,953人	1,938人	1,868人	1,850人	1,809人	1,861人	1,897人	1,889人	1,832人	1,777人
3歳	2,095人	1,914人	1,925人	1,861人	1,847人	1,802人	1,854人	1,890人	1,882人	1,825人
4歳	2,053人	2,106人	1,912人	1,941人	1,849人	1,848人	1,803人	1,855人	1,891人	1,883人
5歳	2,147人	2,044人	2,101人	1,900人	1,937人	1,842人	1,841人	1,796人	1,848人	1,884人
小計	12,021人	11,655人	11,393人	11,159人	11,131人	11,070人	11,049人	10,974人	10,893人	10,709人
6歳	2,167人	2,111人	2,031人	2,084人	1,902人	1,928人	1,834人	1,833人	1,788人	1,840人
7歳	2,158人	2,157人	2,106人	2,006人	2,069人	1,888人	1,914人	1,821人	1,820人	1,775人
8歳	2,289人	2,137人	2,138人	2,103人	2,009人	2,063人	1,882人	1,908人	1,815人	1,814人
9歳	2,141人	2,271人	2,138人	2,133人	2,107人	2,009人	2,063人	1,882人	1,908人	1,815人
10歳	2,253人	2,140人	2,260人	2,121人	2,127人	2,096人	1,998人	2,051人	1,871人	1,897人
11歳	2,217人	2,251人	2,135人	2,256人	2,125人	2,125人	2,094人	1,996人	2,049人	1,869人
小計	13,225人	13,067人	12,808人	12,703人	12,339人	12,109人	11,785人	11,491人	11,251人	11,010人
12歳	2,252人	2,214人	2,241人	2,115人	2,235人	2,109人	2,109人	2,078人	1,980人	2,032人
13歳	2,274人	2,244人	2,213人	2,228人	2,103人	2,226人	2,100人	2,100人	2,069人	1,971人
14歳	2,244人	2,272人	2,239人	2,211人	2,214人	2,096人	2,219人	2,093人	2,093人	2,062人
15歳	2,364人	2,242人	2,260人	2,230人	2,187人	2,199人	2,081人	2,204人	2,079人	2,079人
16歳	2,329人	2,368人	2,220人	2,249人	2,224人	2,174人	2,186人	2,068人	2,191人	2,067人
17歳	2,348人	2,336人	2,354人	2,212人	2,246人	2,216人	2,166人	2,178人	2,061人	2,184人
小計	13,811人	13,676人	13,527人	13,245人	13,209人	13,020人	12,861人	12,721人	12,473人	12,395人
合計	39,057人	38,398人	37,728人	37,107人	36,679人	36,199人	35,695人	35,186人	34,617人	34,114人



資料：住民基本台帳及び外国人登録（平成17年～平成21年3月31日現在）

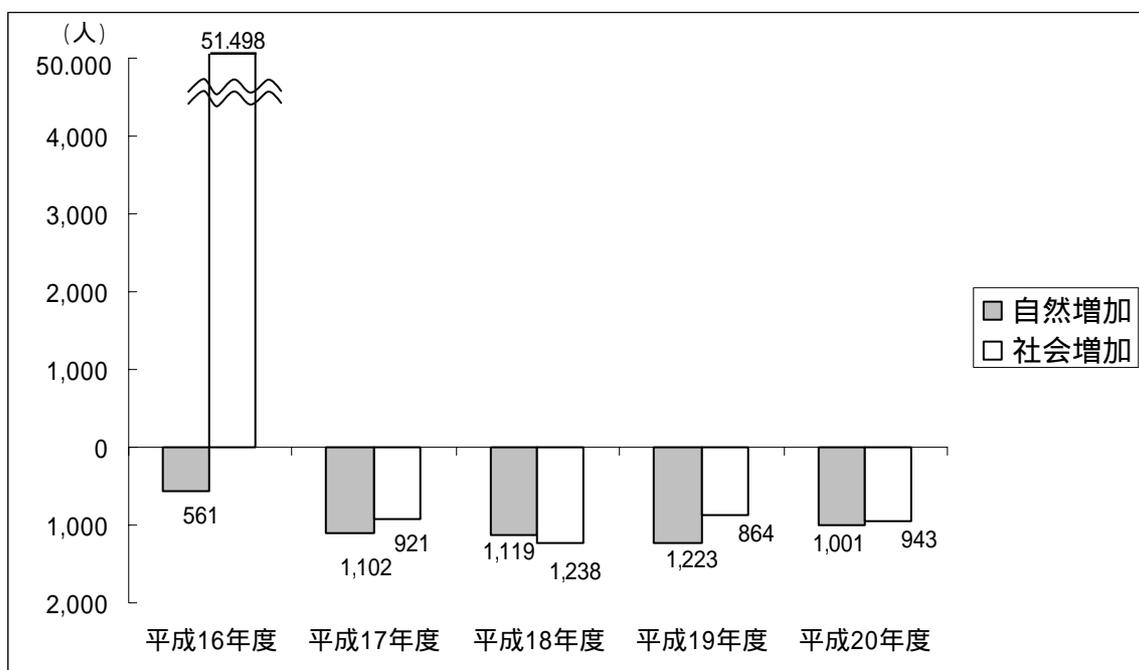
### (3)人口動態

#### 自然動態・社会動態

自然動態の推移をみると、平成17年度以降、出生児数が1,800人前後、死亡数が3,000人前後で、1,000～1,200人の自然減となっています。一方、社会動態は、転入が7,000～7,700人程度、転出が8,000～8,700人程度と900～1,200人の社会減となっており、毎年2,000人前後の人口減が続いています。

【人口異動の推移】

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
自然動態	出生児数	1,690人	1,843人	1,785人	1,858人	1,865人
	死亡数	2,251人	2,945人	2,904人	3,081人	2,866人
	自然増加	561人	1,102人	1,119人	1,223人	1,001人
社会動態	転入者等	59,455人	7,733人	7,406人	7,642人	6,960人
	転出者等	7,957人	8,654人	8,644人	8,506人	7,903人
	社会増加	51,498人	921人	1,238人	864人	943人
増加人口		50,937人	2,023人	2,357人	2,087人	1,944人
年度末人口		254,348人	252,325人	249,968人	247,881人	245,937人



資料：呉市統計書より（年度内における異動数）

注1：平成16年度は社会動態に合併町分を含む。

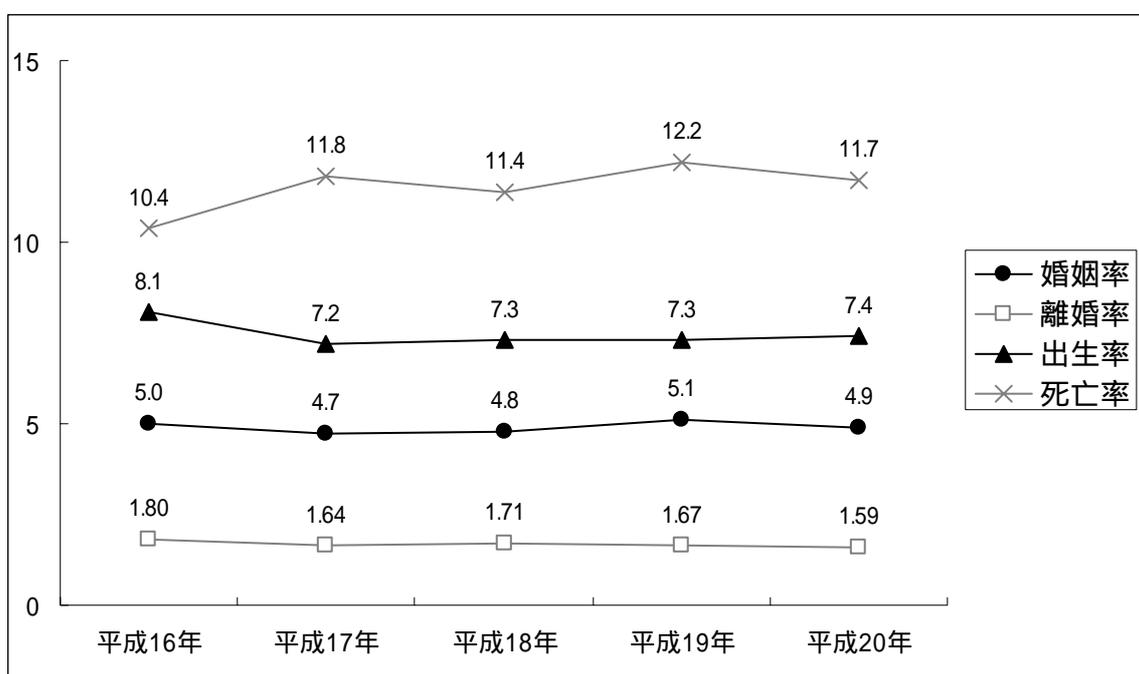
婚姻・離婚，出生・死亡

人口動態の推移をみると，婚姻件数は平成19年を境に減少しており，平成20年は1,224件，離婚件数は400件となっています。

出生数は平成18年に1,800人に達しており平成20年で1,847人，死亡数は2,937人となっています。

【人口動態の推移】

区分		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
実数	婚姻	1,071件	1,160件	1,218件	1,273件	1,224件
	離婚	385件	406件	433件	417件	400件
	出生	1,736人	1,774人	1,837人	1,819人	1,847人
	死亡	2,224人	2,919人	2,888人	3,050人	2,937人
(人口千対) 動態率	婚姻	5.0	4.7	4.8	5.1	4.9
	離婚	1.80	1.64	1.71	1.67	1.59
	出生	8.1	7.2	7.3	7.3	7.4
	死亡	10.4	11.8	11.4	12.2	11.7



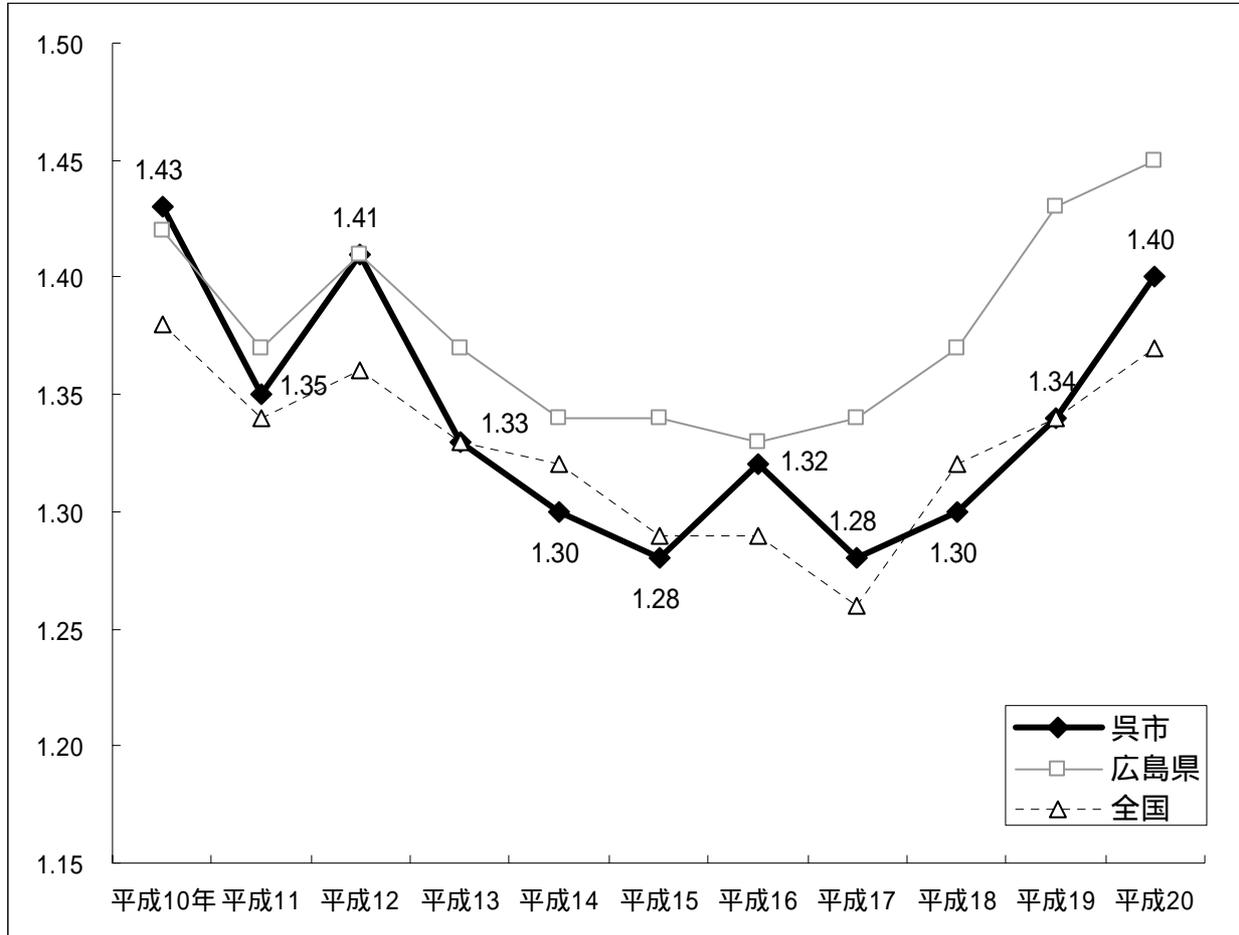
資料：人口動態統計

注1：動態率は各年3月31日現在の人口より算出した。

### 合計特殊出生率

平成20年の呉市の合計特殊出生率は1.40と全国平均を上回っています。平成17年の1.28以降は上昇傾向にあります。広島県平均より全般的に低い状況にあります。

【合計特殊出生率の状況】



資料：人口動態統計

## (4) 保育所(園)の状況

平成21年4月1日現在で、59か所(休所2か所)あります。在籍児童数は3,702人となっています。

【保育所(園)の状況】

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
保育所数	64か所	65か所	63か所	61か所	59か所
うち公立	38か所	38か所	36か所	33か所	31か所
うち私立	26か所	27か所	27か所	28か所	28か所
入所定員数	4,335人	4,385人	4,430人	4,337人	4,272人
在籍人員	3,860人	3,695人	3,679人	3,695人	3,702人
うち3歳未満児	1,083人	1,077人	1,132人	1,234人	1,282人
うち3歳以上児	2,777人	2,618人	2,547人	2,461人	2,420人

資料：呉市統計書より(4月1日現在)

## (5) 幼稚園の状況

平成21年5月1日現在で、33園(休園2か所)あります。在籍園児数は2,950人となっています。

【幼稚園の状況】

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
幼稚園数	35か所	33か所	33か所	33か所	33か所
学級数	149学級	143学級	143学級	143学級	139学級
園児数	3,137人	3,116人	3,078人	2,997人	2,950人
うち3歳児	988人	960人	942人	935人	946人
うち4歳児	1,064人	1,097人	1,037人	1,021人	974人
うち5歳児	1,085人	1,059人	1,099人	1,041人	1,030人

資料：学校基本調査書より(5月1日現在)

## (6) 小学校の状況

平成21年5月1日現在で、小学校53校（休校2校）、531学級あります。児童数は12,336人で、学年別の人数は、1年～6年までどの学年も2,000人前後となっています。

【小学校の状況】

区分		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
学 校 数		59校	58校	57校	55校	53校
学 級 数		557学級	549学級	557学級	548学級	531学級
教 員 数		856人	830人	824人	827人	793人
児 童 数	1 年	2,168人	2,120人	2,024人	2,077人	1,911人
	2 年	2,160人	2,156人	2,106人	2,001人	2,068人
	3 年	2,297人	2,146人	2,146人	2,100人	2,005人
	4 年	2,156人	2,275人	2,133人	2,137人	2,107人
	5 年	2,254人	2,147人	2,261人	2,118人	2,130人
	6 年	2,219人	2,248人	2,147人	2,256人	2,115人
	合 計	13,254人	13,092人	12,817人	12,689人	12,336人
うち特別支援学級	学級数	62学級	64学級	65学級	63学級	68学級
	児童数	145人	143人	156人	163人	191人

資料：学校基本調査（5月1日現在）

## (7) 中学校の状況

平成21年5月1日現在で、中学校31校（休校2校）、244学級あります。生徒数は6,321人で、学年別の人数は、1年～3年までどの学年も2,000人強となっています。

【中学校の状況】

区分		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
学 校 数		31校	31校	31校	31校	31校
学 級 数		239学級	241学級	243学級	247学級	244学級
教 員 数		503人	498人	483人	481人	483人
生 徒 数	1 年	2,168人	2,125人	2,168人	2,029人	2,149人
	2 年	2,192人	2,161人	2,129人	2,160人	2,019人
	3 年	2,153人	2,185人	2,157人	2,120人	2,153人
	合 計	6,513人	6,471人	6,454人	6,309人	6,321人
うち特別支援学級	学級数	33学級	34学級	39学級	44学級	43学級
	生徒数	55人	59人	74人	81人	92人

資料：学校基本調査（5月1日現在）

## (8) 高等学校・高等専門学校 の 状況

平成21年5月1日現在で、高等学校12校、高等専門学校1校あります。生徒数は高等学校5,325人、高等専門学校877人となっています。

【高等学校・高等専門学校の状況】

区分		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
高等学校	学校数	13校	12校	12校	12校	12校
	教員数	472人	481人	461人	439人	445人
	生徒数	5,772人	5,555人	5,394人	5,356人	5,325人
高等専門学校	学校数	1校	1校	1校	1校	1校
	教員数	68人	67人	64人	62人	66人
	生徒数	842人	898人	899人	902人	877人

資料：学校基本調査（5月1日現在）

## (9) 通勤・通学・昼間人口

平成17年国勢調査では、市外で就業通学している人が21,665人、逆に市外から就業通学してくる人が16,401人で常住（夜間）人口が昼間人口を上回っています。

【通勤・通学の状況】

区分		就業者	通学者	合計
呉市民	市内で就業就学	99,232人 (84.6%)	26,330人 (88.0%)	125,562人 (85.3%)
	市外で就業就学	18,071人 (15.4%)	3,594人 (12.0%)	21,665人 (14.7%)
	合計	117,303人 (100.0%)	29,924人 (100.0%)	147,227人 (100.0%)
	常住（夜間）人口	249,833人		
従業地・通学地が呉市内の他市町村民		14,546人	1,855人	16,401人
昼間人口		244,569人		

資料：国勢調査（平成17年）

### 3 世帯の動向

呉市における一般世帯数の状況を見ると、核家族世帯は全体の63.7パーセントですが、子どものいる一般世帯ではその割合が約9割を占めています。一方、3世代、4世代といった多世代（その他の親族世帯）は、子どものいる一般世帯で1割強となっています。

また、母子世帯、父子世帯の数は総世帯数に占める割合は低いものの増加傾向にあり、平成17年では母子世帯1,583世帯、父子世帯222世帯となっています。

【一般世帯の状況】

区分	一般世帯		6歳未満親族のいる一般世帯		18歳未満親族のいる一般世帯	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総数	99,378世帯 (100.0%)	238,986人 (100.0%)	8,852世帯 (100.0%)	34,026人 (100.0%)	21,922世帯 (100.0%)	85,498人 (100.0%)
親族世帯	71,821世帯 (72.3%)	211,121人 (88.3%)	8,852世帯 (100.0%)	34,026人 (100.0%)	21,901世帯 (99.9%)	85,477人 (100.0%)
核家族世帯	63,309世帯 (63.7%)	176,581人 (73.9%)	7,962世帯 (89.9%)	29,292人 (86.1%)	18,904世帯 (86.2%)	70,221人 (82.1%)
その他の親族世帯	8,512世帯 (8.6%)	34,540人 (14.5%)	890世帯 (10.1%)	4,734人 (13.9%)	2,997世帯 (13.7%)	15,256人 (17.8%)
非親族世帯	296世帯 (0.3%)	604人 (0.3%)	-	-	-	-
単身世帯	27,261世帯 (27.4%)	27,261人 (11.4%)	-	-	21世帯 (0.1%)	21人 (0.0%)

資料：国勢調査（平成17年）

【母子世帯・父子世帯の状況】

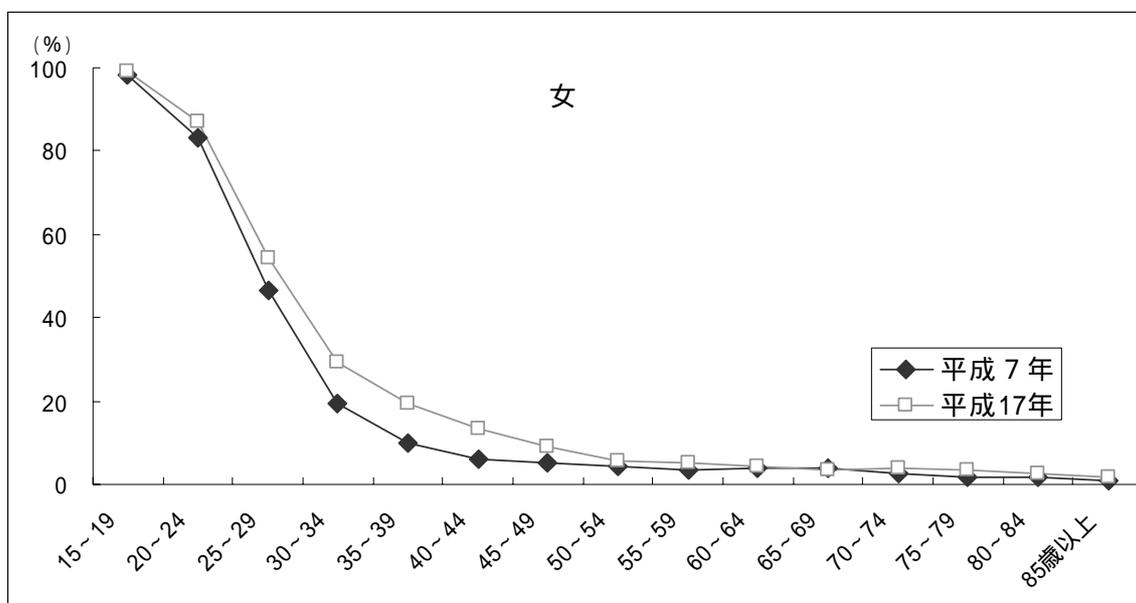
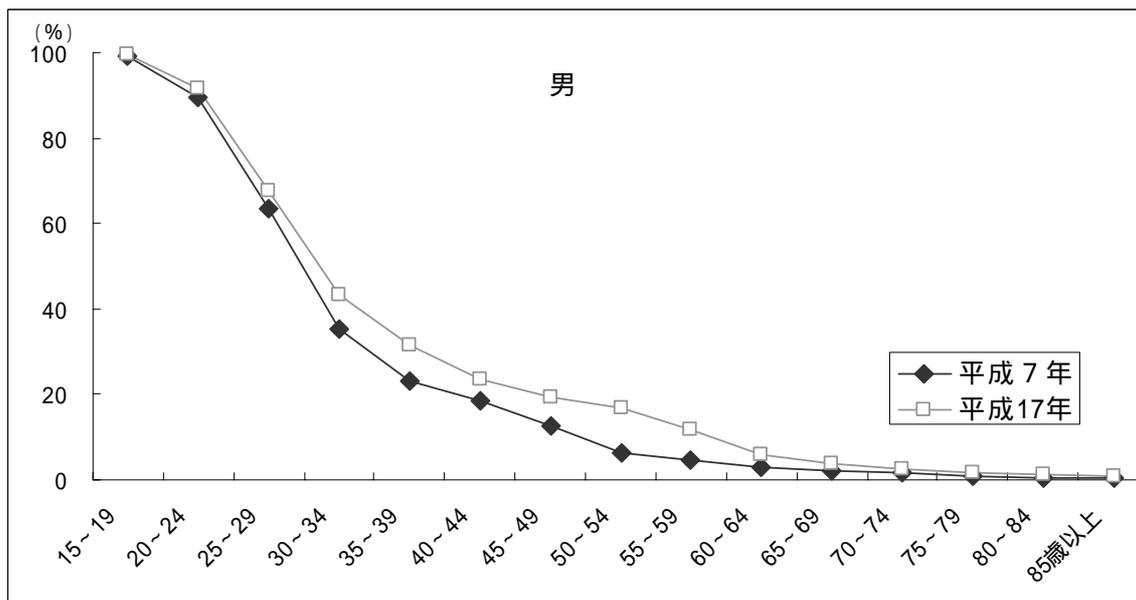
区分	一般世帯		6歳未満親族のいる一般世帯		18歳未満親族のいる一般世帯	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総数	99,378世帯 (100.0%)	238,986人 (100.0%)	8,852世帯 (100.0%)	34,026人 (100.0%)	21,922世帯 (100.0%)	85,498人 (100.0%)
ひとり親世帯	1,805世帯 (1.8%)	4,833人 (2.0%)	360世帯 (4.1%)	1,012人 (3.0%)	1,700世帯 (7.8%)	4,619人 (5.4%)
うち母子世帯	1,583世帯 (1.6%)	4,265人 (1.8%)	341世帯 (3.9%)	968人 (2.8%)	1,503世帯 (6.9%)	4,103人 (4.8%)
うち父子世帯	222世帯 (0.2%)	568人 (0.2%)	19世帯 (0.2%)	44人 (0.1%)	197世帯 (0.9%)	516人 (0.6%)

資料：国勢調査（平成17年）

## 4 未婚の状況

少子化の主たる要因である晩婚化・未婚化について、性別・年齢階層別未婚率の推移を平成7年と平成17年とで比較してみると、男性は30歳代前半から50歳代後半、女性は20歳代前半から40歳代前半にかけて、未婚率の上昇が目立っています。

【未婚率の推移】



資料：国勢調査

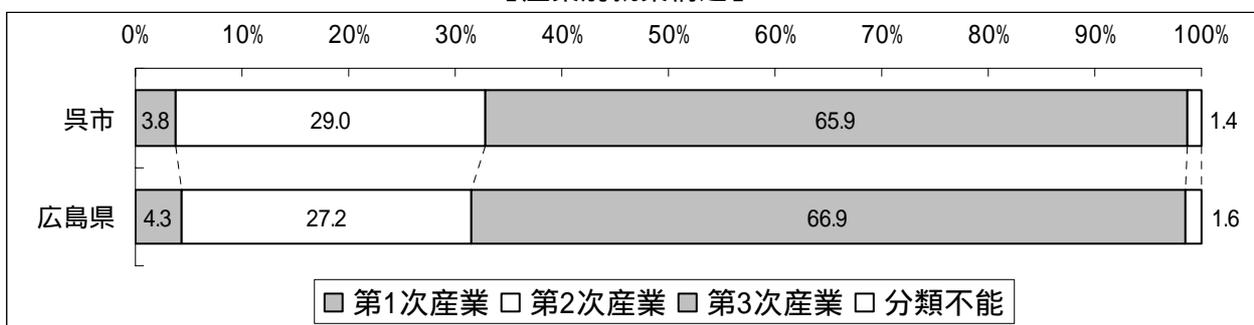
## 5 就労の状況

### (1) 産業別就業構造

呉市の就業者数は、平成17年国勢調査で117,303人となっており、第1次産業就業者が4,419人(3.8パーセント)、第2次産業就業者が33,987人(29.0パーセント)、第3次産業就業者が77,274人(65.9パーセント)となっています。

広島県平均と比較すると、第2次産業就業者の割合が高く、第1次・第3次の割合が低くなっています。

【産業別就業構造】

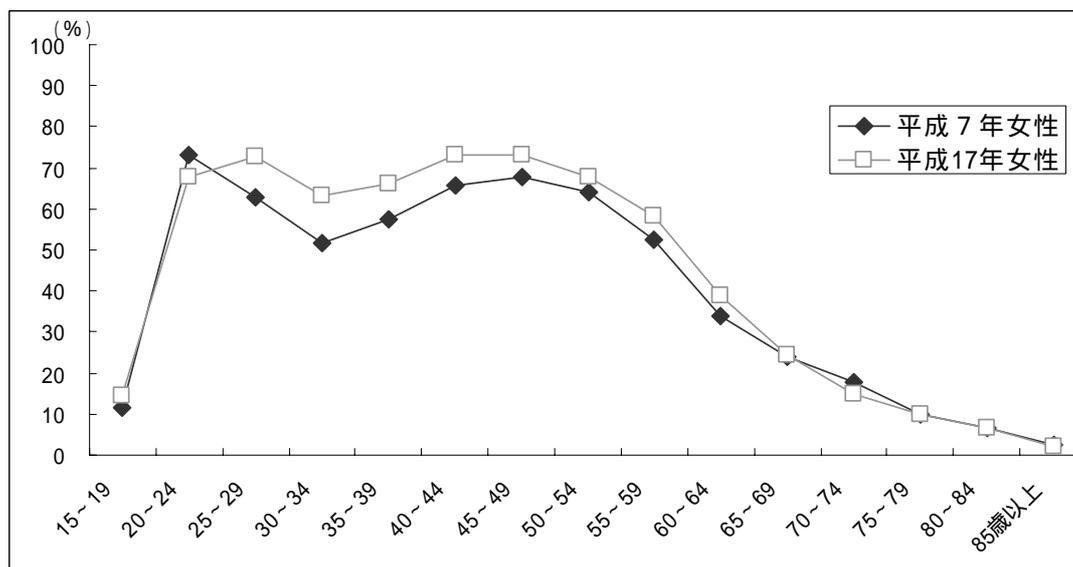


資料：国勢調査（平成17年）

### (2) 女性の就業状況

女性の年齢別就業率は、平成7年をみると、20歳代前半でピークを迎えるのに対し、平成17年では、20歳代後半と40歳代でピークを迎えています。また、20歳代後半から60歳代前半にかけて、いずれの年齢階層も就業率が上昇しています。

【女性就業率の推移】



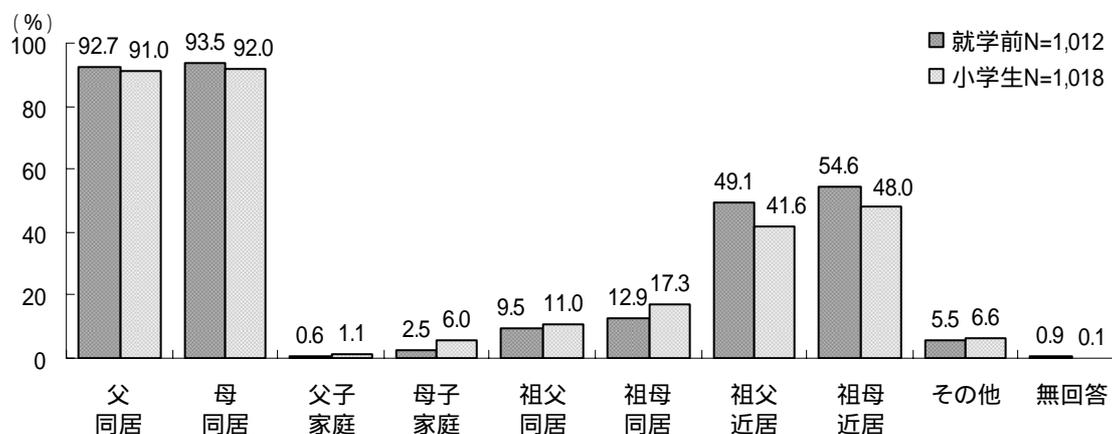
資料：国勢調査（平成17年）

## 6 アンケート調査結果の概要

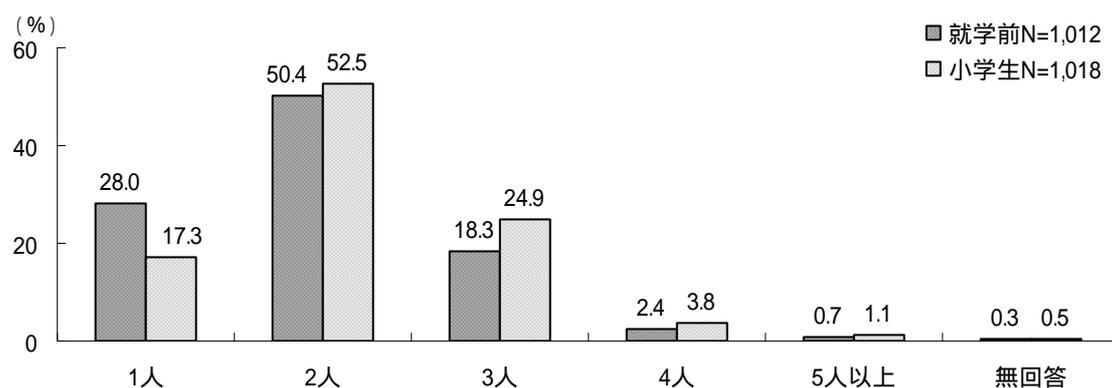
本計画策定に当たり、就学前児童、小学生児童の保護者に対し、「国のモデル調査票」の調査項目に本市独自の項目を加え、アンケートを行いました。

区分	就学前児童保護者	小学生児童保護者
対象世帯数	11,005 世帯	12,404 世帯
	平成 20 年 12 月 26 日現在 市内に居住する 0 歳から小学 6 年生までの子どもがいる世帯	
配布数	2,000 件	2,000 件
有効回収数	1,012 件	1,018 件
有効回収率	50.6%	50.9%
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	
調査方法	郵送	
調査時期	平成 21 年 2 月	

【対象世帯の属性】  
(家族との同居・近居の状況)



(世帯の子ども人数)

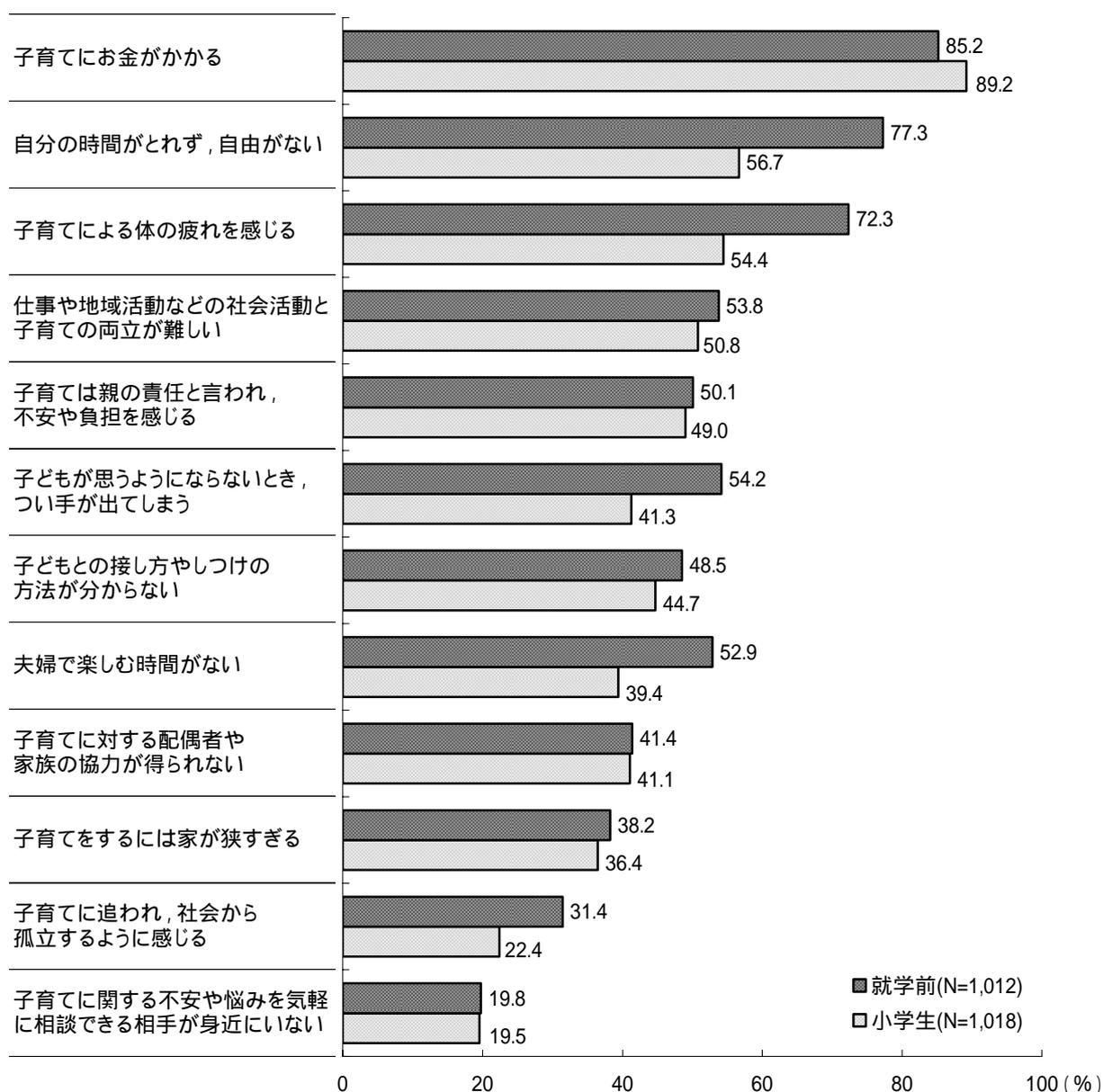


## (1) 地域で子どもと子育てを支える環境について

### 子育てについて感じている状況

子育てについて感じている状況について、就学前児童、小学生児童の保護者が最も多く感じていることは「子育てにお金がかかる」ということで、以下「自分の時間がとれず、自由がない」「子育てによる体の疲れを感じる」「仕事や地域活動などの社会活動と子育ての両立が難しい」「子育ては親の責任と言われ、不安や負担を感じる」「子どもが思うようにならないとき、つい手が出てしまう」など、様々な悩みや不安・負担を抱えています。

【就学前・小学生 子育てについて感じている状況】

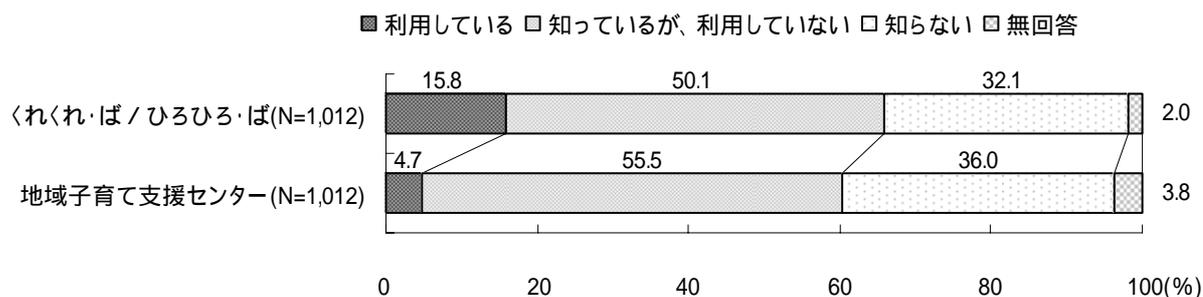


地域子育て支援拠点事業

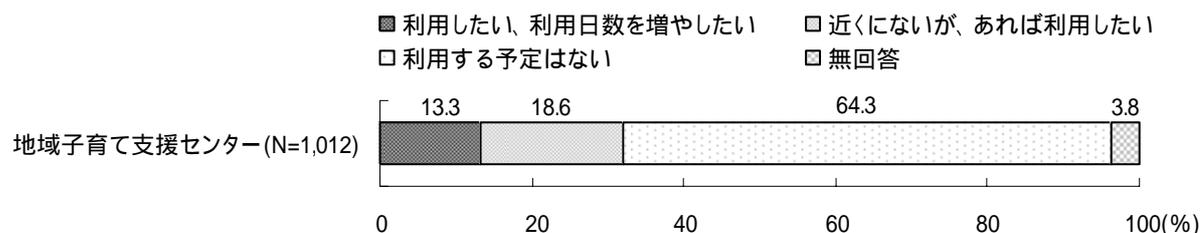
地域子育て支援拠点事業について、認知度は6割程度ですが、利用率は1割前後となっています。利用意向については、地域子育て支援センターを「利用したい、利用日数を増やしたい」が1割、「近くはないが、あれば利用したい」が2割と潜在ニーズは高くなっています。

【就学前】 地域子育て支援拠点事業の利用状況・利用意向

(利用状況)



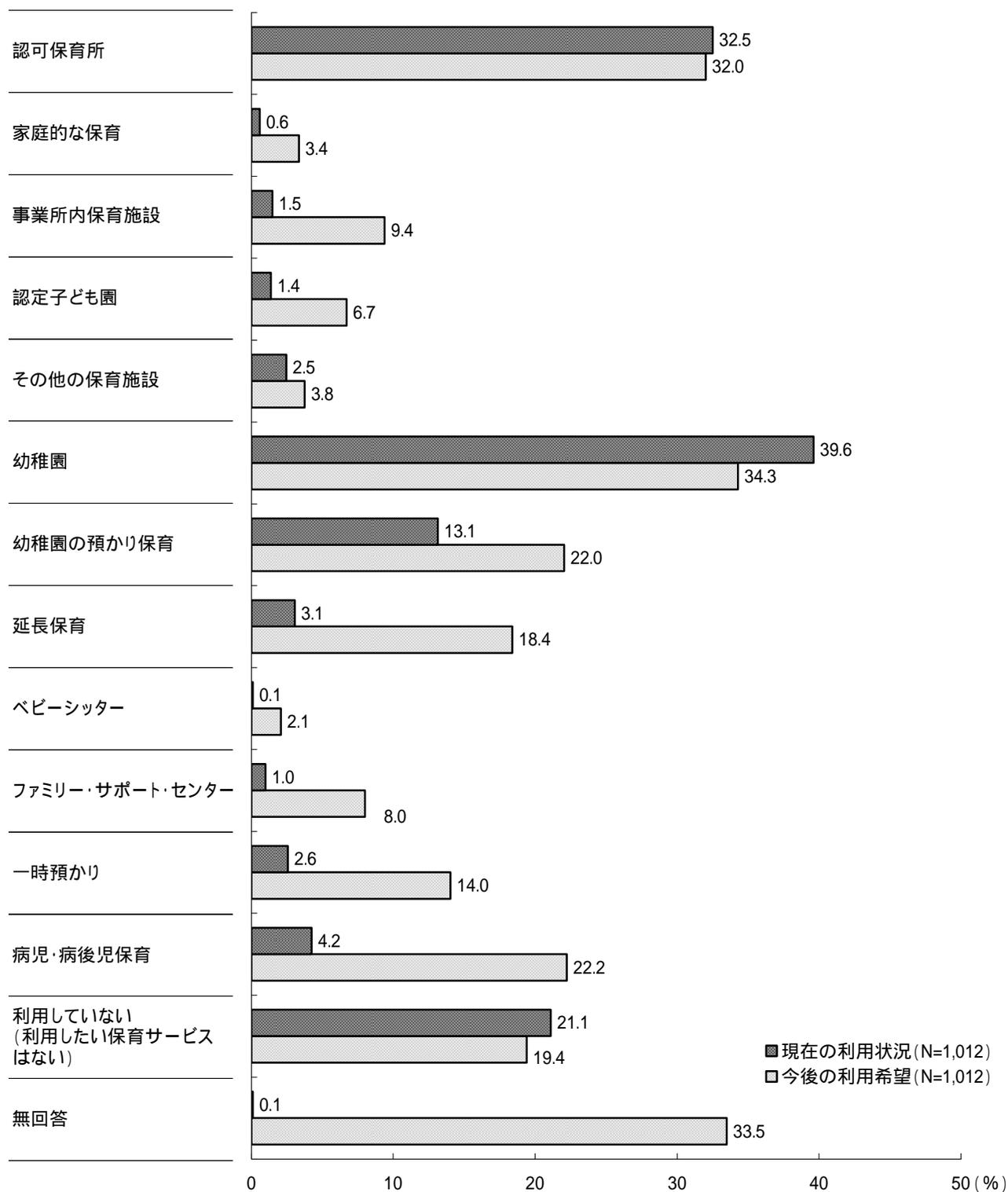
(利用意向)



## 保育サービス

利用している・利用したい保育サービスともに「認可保育所」「幼稚園」の希望が多いほかに、「病児・病後児保育」「幼稚園の預かり保育」「延長保育」「一時預かり」などの希望が多くなっています。

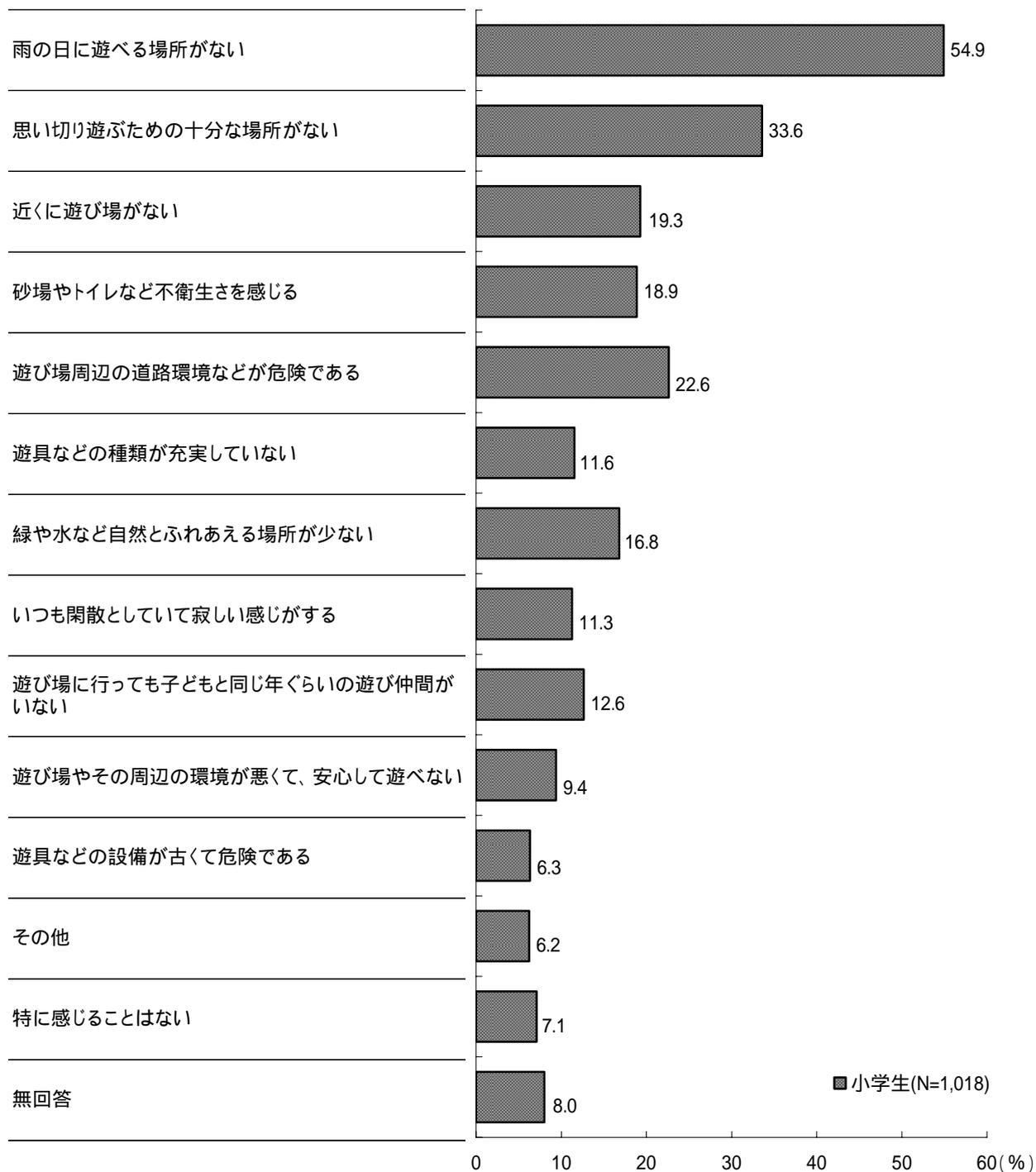
【就学前 保育サービスの利用状況・利用意向】



### 子どもの遊び場

子どもの遊び場について、小学生児童の保護者の過半数が「雨の日に遊べる場所がない」と回答しており、以下「思い切り遊ぶための十分な場所がない」「遊び場周辺の道路環境などが危険である」「近くに遊び場がない」「砂場やトイレなど不衛生さを感じる」なども不満も多くなっています。

【小学生 子どもの遊び場について日頃感じていること】

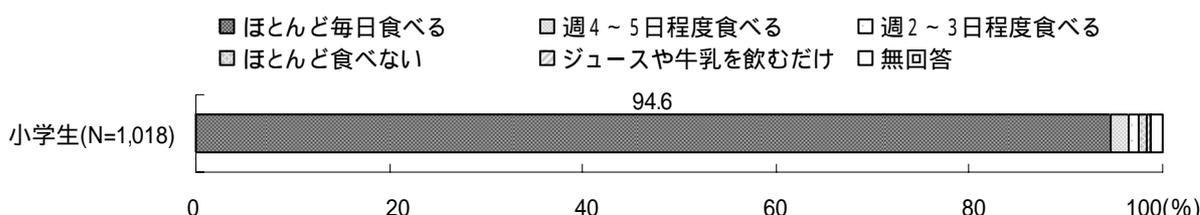


## (2) すこやかに生み育てる環境について

### 朝食を食べる割合

小学生児童の94.6パーセントが朝食を「ほとんど毎日食べる」と回答しています。

【小学生 朝食を食べる割合】

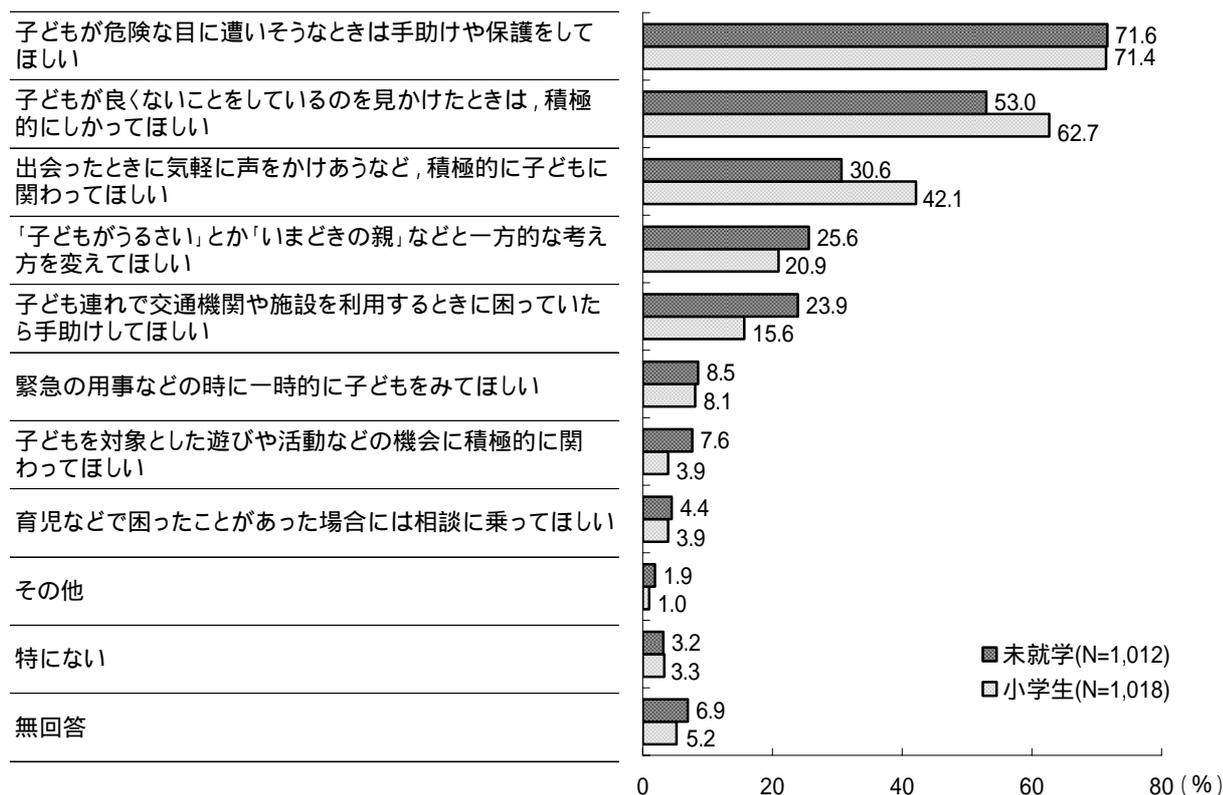


## (3) 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境について

### 地域社会に望むこと

子育てをする上で地域社会に望むこととして、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、積極的にしかってほしい」「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、積極的に子どもに関わってほしい」などが多くあり、地域社会の子育てへの関わりが強く求められています。

【就学前・小学生 地域社会に望むこと】



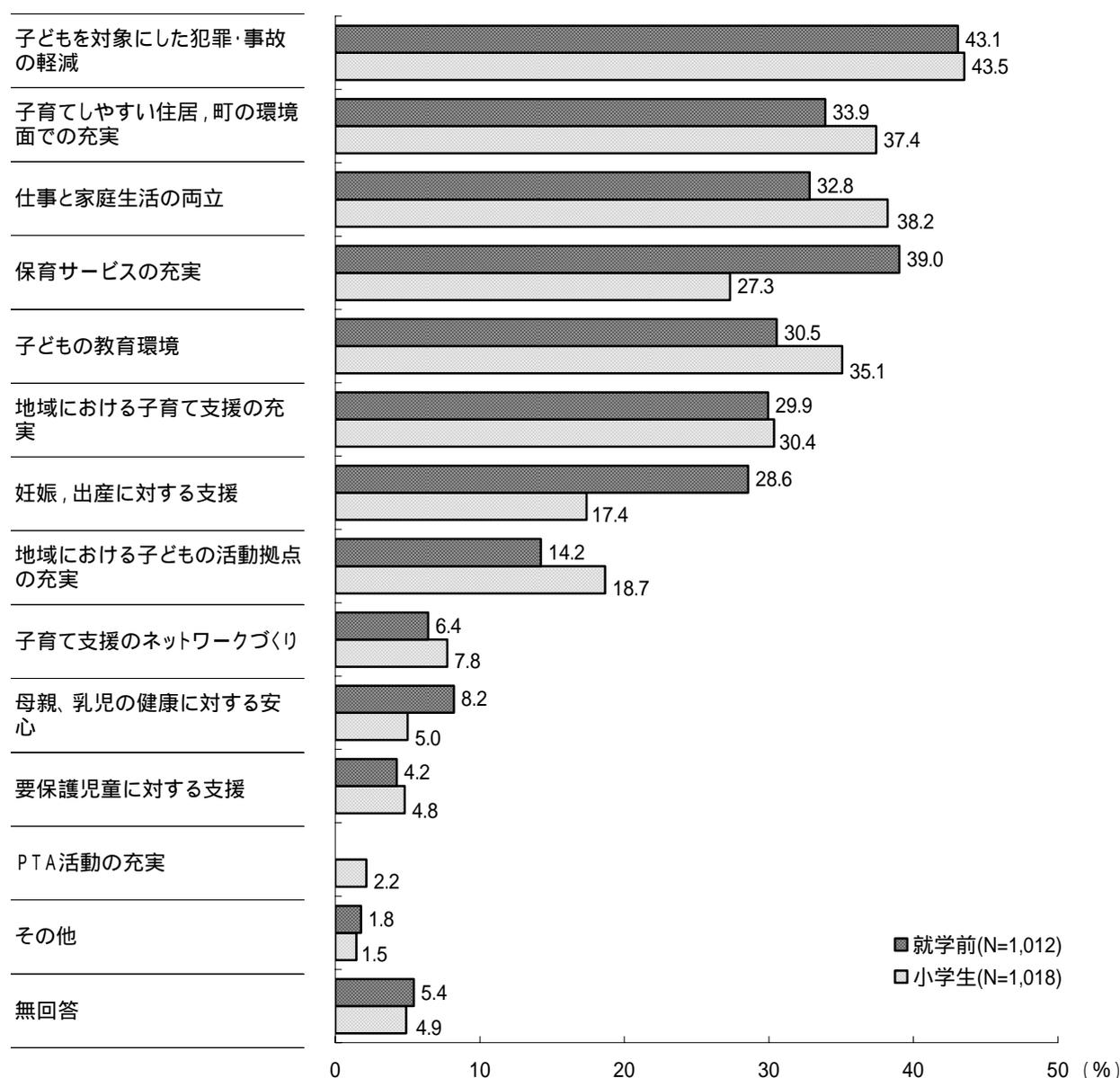
## (4) 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境について

### 有効と考えられる子育て対策

有効と考えられる子育て対策について、就学前児童，小学生児童の保護者ともに「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が4割と最も多く、以下「子育てしやすい住居，町の環境面での充実」「仕事と家庭生活の両立」などが多くなっています。

また、就学前児童の保護者では「保育サービスの充実」「妊娠，出産に対する支援」、小学生児童の保護者では「子どもの教育環境」などの回答が多いことが特徴的です。

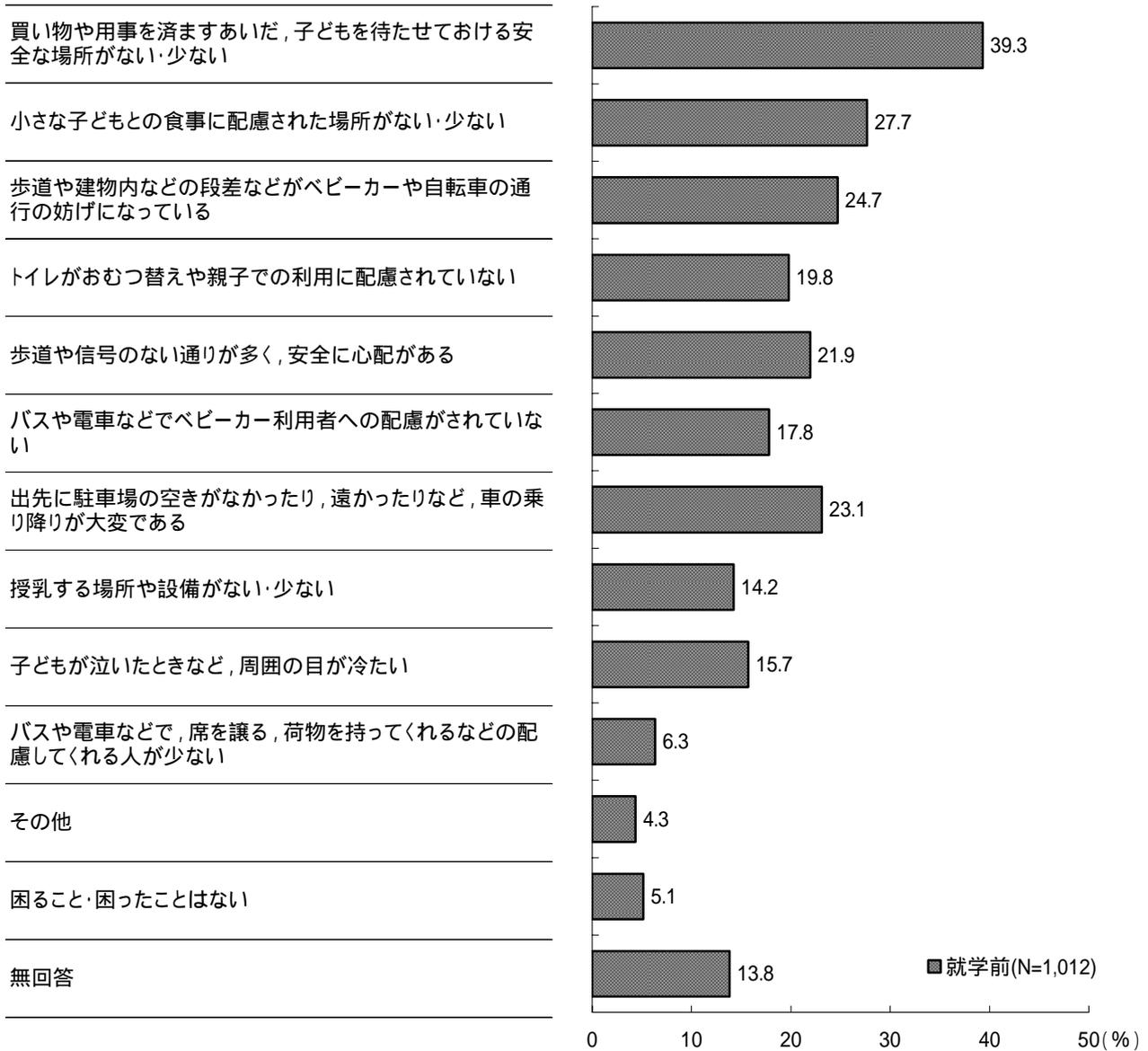
### 【就学前・小学生 有効と考えられる子育て対策】



## 子どもと外出する時に困ること

就学前児童の保護者が子どもと外出する時に困ることとして、「買い物や用事を済ますあいだ、子どもを待たせておける安全な場所がない・少ない」が4割と最も多く、以下「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない・少ない」「歩道や建物内などの段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」などが多くなっています。

### 【就学前 子どもと外出する時に困ること】

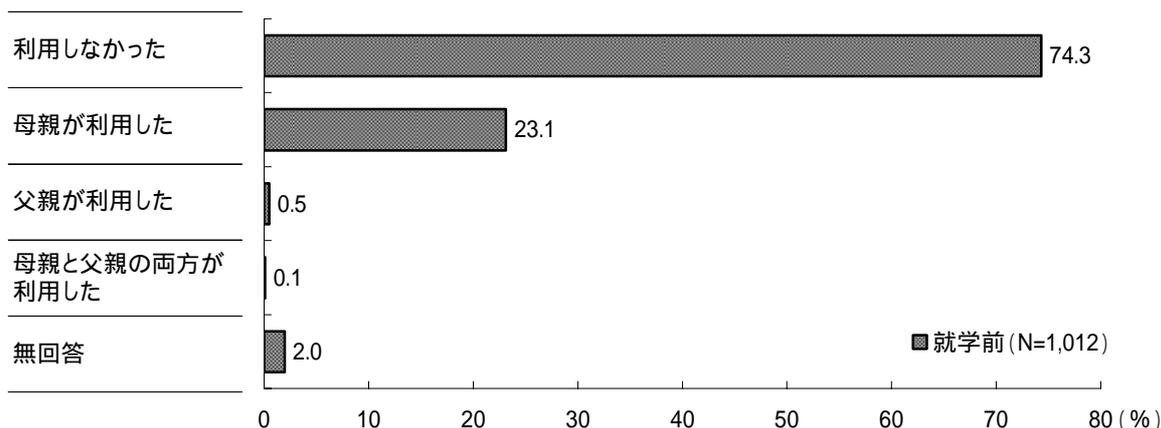


## (5) 子育てと仕事の両立を支える環境について

### 育児休業制度

母親の育児休業の利用率は23.1パーセントに対し、父親は0.5パーセントと極めて低い利用率となっています。

【就学前 育児休業制度の利用状況】



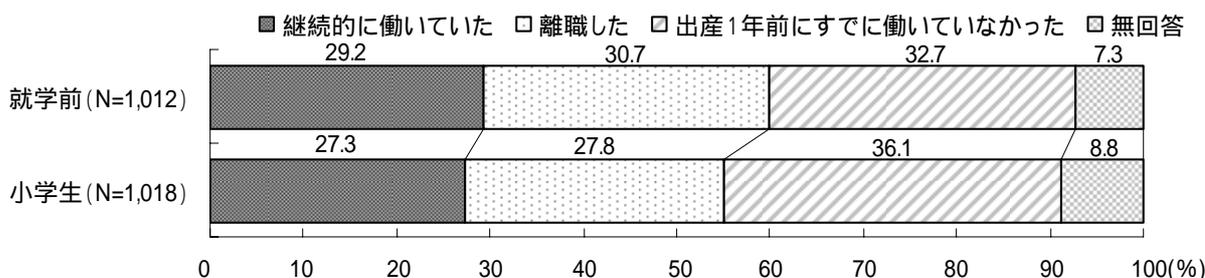
### 出産前後の母親の就労

母親の出産前後の就労状況について、「離職した」「継続的に働いていた」「出産1年前にすでに働いていなかった」がいずれも3割程度となっています。

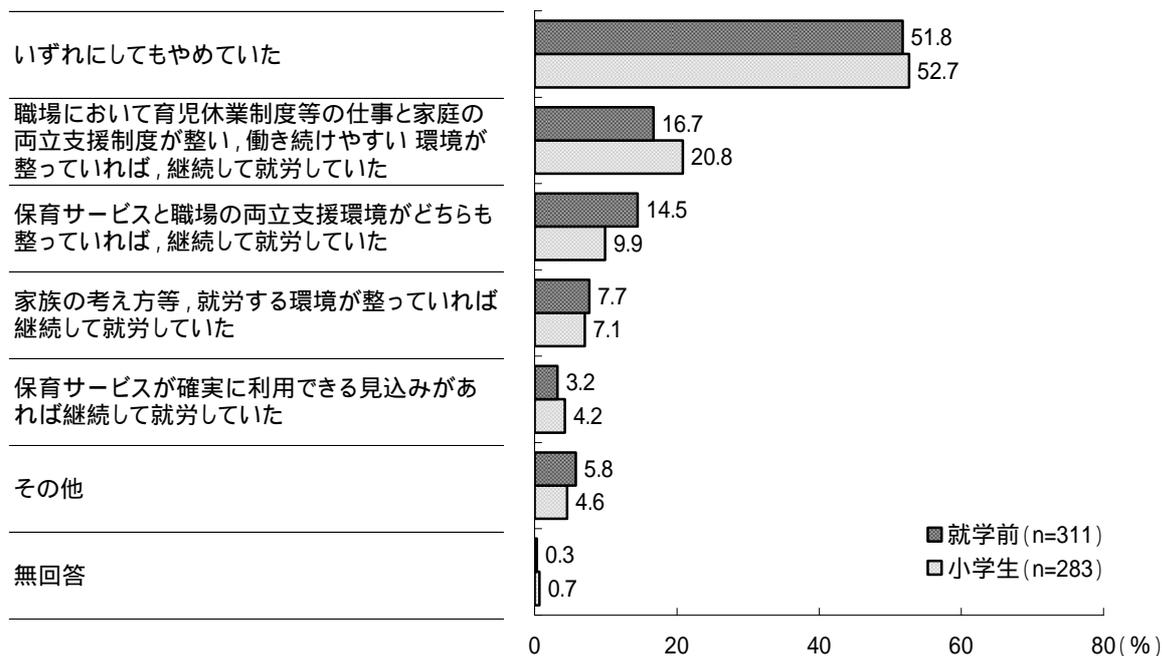
離職した母親にどんな環境があれば就労を継続できたかたずねたところ、「いずれにしてもやめていた」が半数を占めていますが、「職場において育児休業制度等、働き続けやすい環境が整っていれば継続就労していた」「保育サービスと職場の両立支援環境のどちらも整っていれば継続就労していた」など、環境次第で就労を継続していた可能性がある母親も多くなっています。

【就学前・小学生 出産前後の母親の就労】

(就労状況)



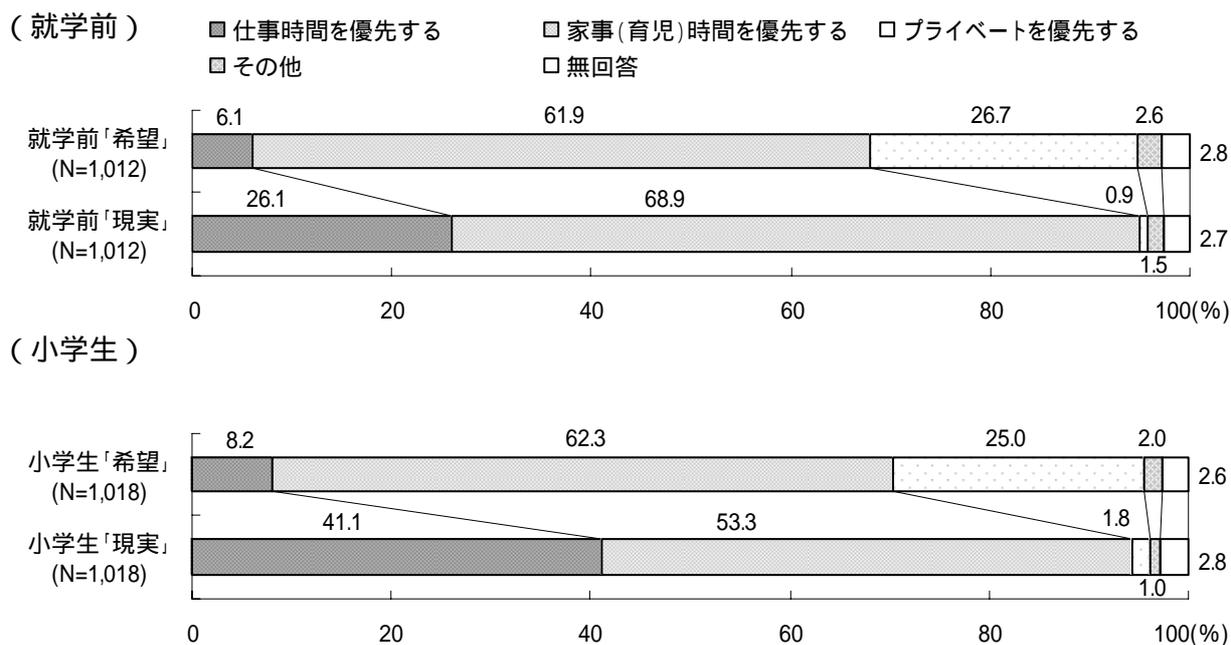
( 両立支援と就労の関係 )



仕事と子育ての「希望」と「現実」

「仕事時間」「家事（育児）時間」「プライベート」の時間の使い方について希望と現実をたずねたところ、希望は「仕事時間優先」が少なく「プライベート優先」が多いですが、現実には逆の生活になっています。「家事（育児）時間」は希望と現実のギャップが小さくなっています。

【就学前・小学生 仕事と子育ての「希望」と「現実」】

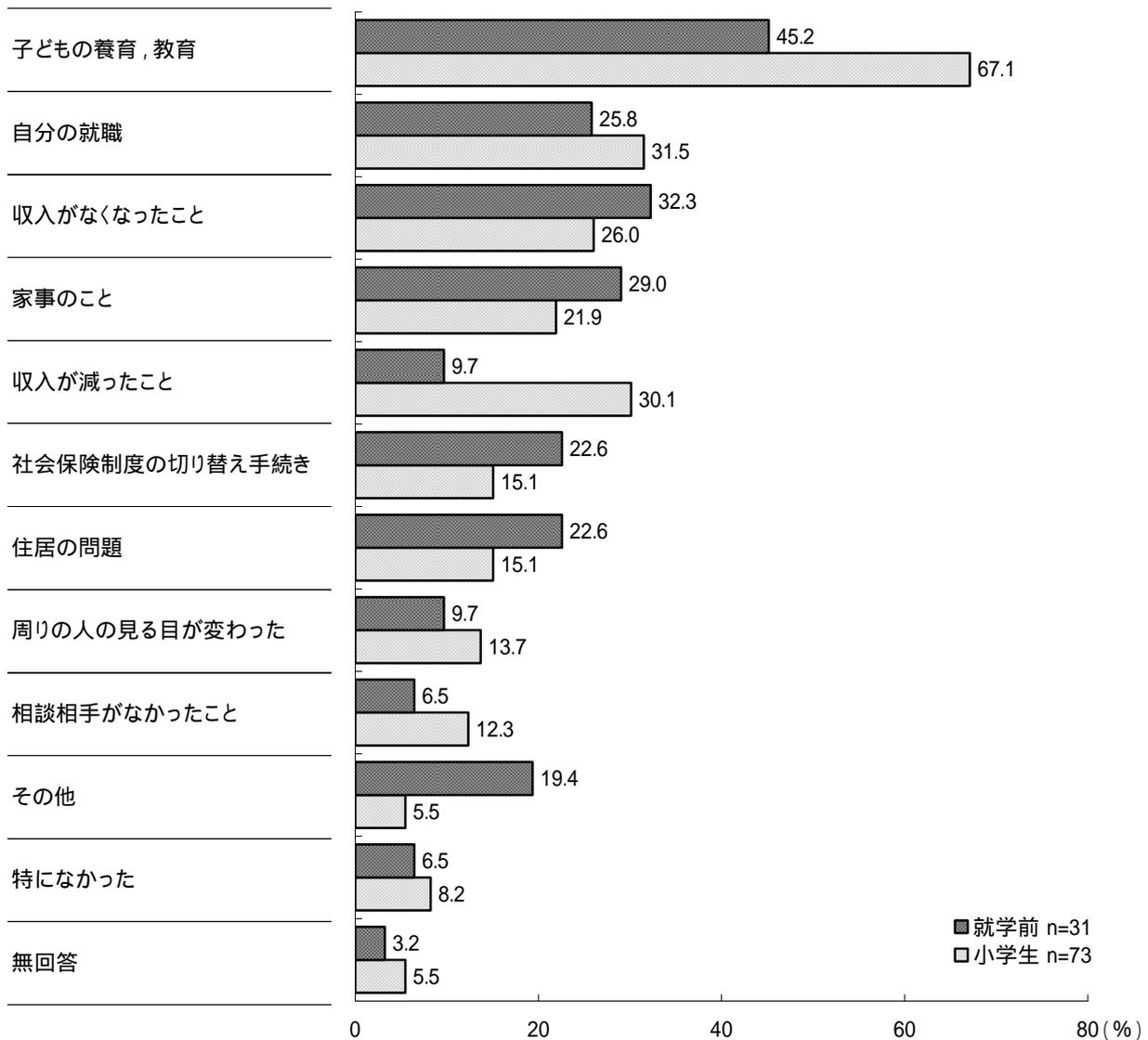


## (6) 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境について

ひとり親家庭となった当時に困ったこと

ひとり親家庭の保護者がひとり親になった当時に困ったことは「子どもの養育,教育」が最も多く,以下「自分の就職」「収入がなくなったこと」「家事のこと」などが多くなっています。

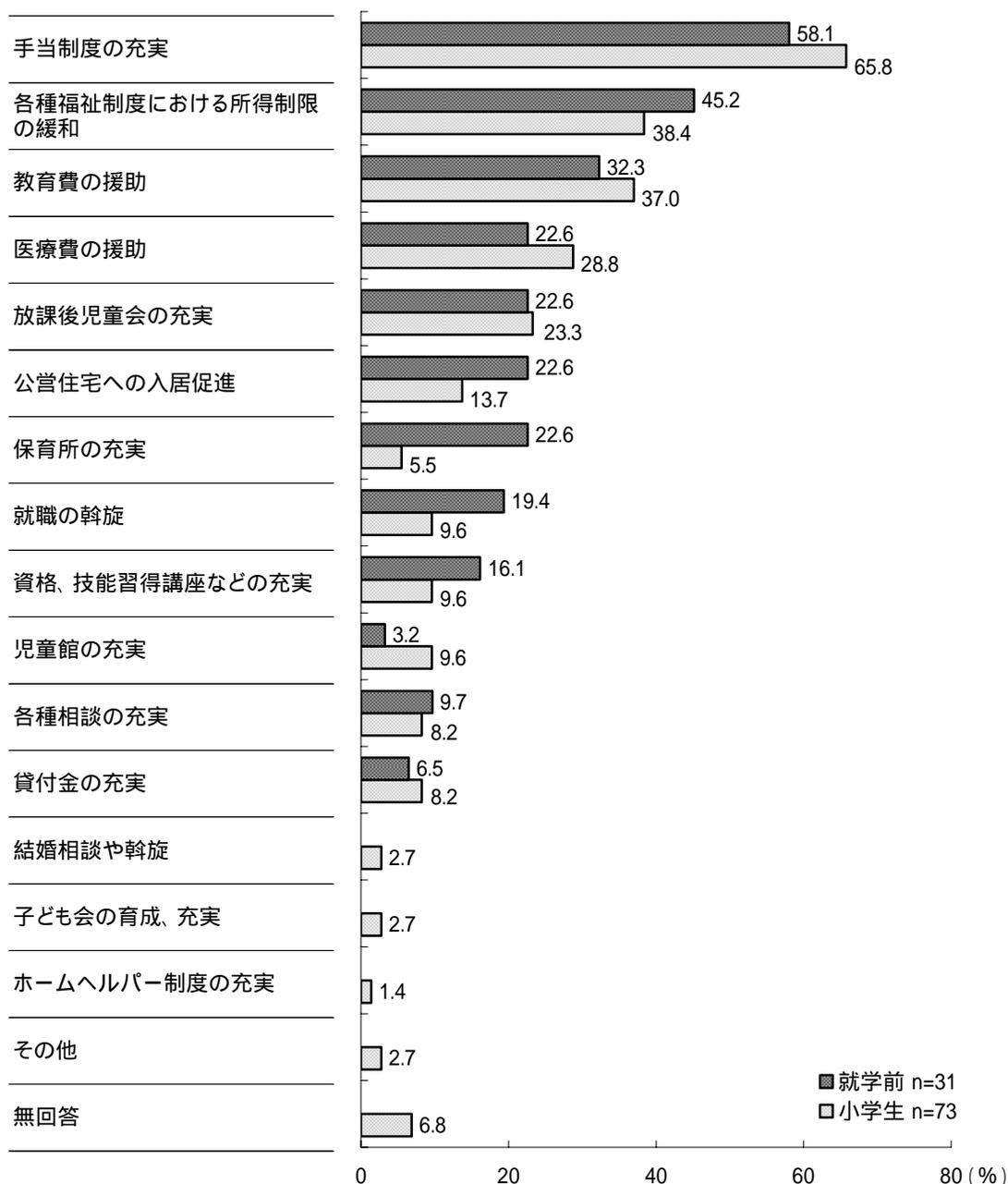
【就学前・小学生 ひとり親家庭となった当時に困ったこと】



## ひとり親家庭の施策に対する要望

ひとり親家庭に対する施策として、「手当制度の充実」の希望が最も多く、以下「各種福祉制度における所得制限の緩和」「教育費の援助」「医療費の援助」など経済的支援の充実への要望が強くなっています。

【就学前・小学生 ひとり親家庭の施策に対する要望】



## 7 取組の評価と進ちょく状況

### (1) 取組の評価

呉市次世代育成支援行動計画（前期）の施策体系に沿って、次のとおり取組の評価を行いました。

#### 施策 1 地域で子どもと子育てを支える環境づくり

「ひとりの子育てからみんなの子育てへ」をテーマに、地域で子どもと子育てを支えるための施策を実施してきました。地域子育て支援拠点事業、延長保育事業及び病児・病後児保育事業の充実を図り、ファミリー・サポート・センター事業では平成21年8月から妊娠時期をサポートする妊産婦支援事業を実施し、放課後児童健全育成事業では平成21年度から開設時間を18時までに変更するなど、ニーズに対応したサービス拡充を図りました。

子育ての第一義的な責任は家庭が負うものですが、子育てを地域社会で支えることにより家庭での負担が軽減され、子育てを円滑にしやすくなります。子育てを地域全体で支えるためには、地域の関係機関や地域住民の連携が必要です。地域の子育て支援ネットワークの構築を進めてきましたが、子育てする家庭を地域全体で支え合うという意識をより高め、引き続き交流の場の提供が求められます。

#### 施策 2 すこやかに生み育てる環境づくり

妊婦・乳幼児健診をはじめ、家庭訪問、妊婦教室、育児教室などにより、育児支援を図り、子育てに対する保護者の不安軽減を図っています。平成20年9月から、生後4か月までの乳児を対象とした全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」を実施したほか、妊婦健診の拡充を図りました。

妊婦教室では、出産・育児に関する情報提供のみでなく、妊婦同士の交流もできるようグループワークを実施し、教室への参加をきっかけに互いに相談しあえる友人関係へとつなげることができました。

思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期であり、心と身体のアンバランスと情報が氾濫する中で、様々な問題行動が生じてきます。昨今、性の問題について家族間で話題にする家庭は少なく、思春期の子どもたちにとって、その情報源は、テレビ、雑誌、ビデオ、インターネット等、偏ったものになりがちです。学校保健と連携し、性、喫煙や飲酒、薬物等についての正しい情報の提供と基礎知識の普及を図り、正しい行動へとつながるよう努めました。

### 施策 3 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり

児童・生徒一人一人の個性や創造性を伸ばし、「生きる力」をはぐくむ教育を推進し、指導方法の充実による確かな学力の向上を図るとともに、心の教室や健やかな心身をはぐくむ活動を推進しました。

学校評議員制度については、校長・園長から地域の情報や地域住民の要望を聞き、学校運営に活かすことができたという高い評価を得ることができました。

子どもの発達過程に応じた子育てができるよう、また子どもたちや親子で多様な体験活動を通して相互交流や社会参加を促進するため、「キッズ くれ」などによる情報提供に努めました。

### 施策 4 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり

子どもが被害者となる交通事故や犯罪等が多発し、多くの保護者が子どもの安全確保について不安を感じています。子どもや保護者に対する事故・犯罪に対する情報提供や意識啓発に取り組みました。

交通安全教育、交通安全推進員による街頭指導等を推進することにより、子どもの交通安全意識の向上に取り組みました。

「呉市移動円滑化基本構想」に基づき、歩道の視覚障害者誘導ブロック設置、舗装の改良、ノンステップバスの導入などのバリアフリー化に取り組み、歩行者等の安全向上を図りました。

地域優良分譲住宅利子補給事業を平成18年度末まで、子育て家庭住宅取得助成事業を平成20年度まで実施し、子育て世帯の居住環境の向上に努めました。

### 施策 5 子育てと仕事の両立を支える環境づくり

平成20年9月19日、呉市議会において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のまちづくり宣言」に関する決議がなされました。

男女が互いにその人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成20年3月に「くれ男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。

「くれ男女共同参画セミナー」や呉市女性エンパワーメント支援事業等を通じて、意識改革や新しい自分の発見など、エンパワーメントを図ることができました。

## 施策 6 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり

平成17年に要保護児童対策地域協議会として「呉市児童虐待防止ネットワーク」を設置し、福祉・保健・医療・教育など関係機関・団体が連携することで、情報の共有及び対策等の協議・検討が迅速に図ることができるようになりました。

相談窓口は、電話、来所受付のほか、くれ子育てねっと内のインターネット相談、フリーダイヤルによる子ども・子育て・DV等ホットラインを整備しました。相談件数も増加しており、素早い対応を図っています。

平成17年に発達障害者支援法が施行され、発達障がいの早期発見や支援等について法律で明文化されるとともに、「呉市障害福祉計画」に基づき障がい福祉サービス等の量と提供体制の確保に努めました。

「児童の権利に関する条約」では、子どもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体として尊重するとともに、子どもの最善の利益の保障を求めています。近年は親の経済的な格差等が子どもにも再生産され、良い教育を受けられない、良い仕事に就けないなど、子ども時代の貧困からなかなか抜け出せないことも指摘されています。こうした現状が子どもの生活や成長におけるマイナス要因とならないよう、子どもの健全育成を考えていくことが重要となっています。

## (2) 呉市次世代育成支援行動計画(前期)の進ちょく状況と評価

指標	平成	平成	平成	平成	平成	平成21年度見込	進ちょく 率・評価
	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	目標	
1 地域子育て支援センターの設置箇所数 <sup>1</sup>	4 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	6 箇所	7 箇所	100.0%
						7 箇所	達成
2 子育て支援ヘルパー派遣事業の利用世帯数	年間延べ 20 世帯	年間延べ 87 世帯	年間延べ 154 世帯	年間延べ 176 世帯	年間延べ 181 世帯	年間延べ 150 世帯	300.0%
						年間延べ 50 世帯	達成
3 ファミリー・サポート・センターの設置箇所数	1 箇所	100.0%					
						1 箇所	達成
4 ファミリー・サポート・センターの利用件数	年間延べ 1,800 件	年間延べ 2,496 件	年間延べ 1,845 件	年間延べ 2,224 件	年間延べ 2,056 件	年間延べ 2,000 件	87.0%
						年間延べ 2,300 件	概ね順調
5 放課後児童会の設置箇所数	34 箇所	35 箇所	37 箇所	37 箇所	37 箇所	36 箇所	100.0%
						必要とされる 学校区	達成
6 子育て家庭育児支援事業(ショートステイ)の実施事業所数	2 箇所	4 箇所	133.3%				
						3 箇所	達成
7 子育て家庭育児支援事業(トワイライトステイ)の実施事業所数	2 箇所	4 箇所	133.3%				
						3 箇所	達成
8 乳幼児健康支援一時預かり(施設型)の実施事業所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	100.0%
						2 箇所	達成
9 つどいの広場の設置箇所数	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	100.0%
						2 箇所	達成
10 保育所(園)の入所定員 <sup>2</sup>	4,335 人	4,385 人	4,385 人	4,430 人	4,337 人	4,272 人	98.5%
						4,335 人	概ね順調
11 延長保育の実施保育所(園)数	15 箇所	20 箇所	24 箇所	26 箇所	27 箇所	28 箇所	127.3%
						22 箇所	達成
12 休日保育の実施保育所(園)数	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	0 箇所	0 箇所	0.0%
						2 箇所以上	見直し必要
13 一時保育の実施保育所(園)数 <sup>3</sup>	12 箇所	13 箇所	12 箇所	13 箇所	12 箇所	13 箇所	65.0%
						20 箇所	取組工夫・ 見直し必要

1：国庫補助対象事業実施箇所のみを計上し、自主事業として実施している1箇所は含まない。

2：地域保育所を含む。

3：一時保育の実施保育所(園)数には特定保育実施保育所(園)数を含む。一時保育実施は11箇所、特定保育実施は3箇所、両事業を実施している1保育所については、別々の計上をせず1箇所として計上

子育て家庭を取り巻く現状

指標	平成 16年度末	平成 17年度末	平成 18年度末	平成 19年度末	平成 20年度末	平成21年度見込 目標	進ちよく 率・評価
14 児童館の設置箇所数	4 箇所	100.0%					
						4 箇所	達成
15 学校保健委員会の設置 校数（小学校）	28 校	31 校	40 校	53 校	52 校	51 校	100.0%
						全小学校	達成
16 学校保健委員会の設置 校数（中学校）	8 校	14 校	18 校	26 校	28 校	28 校	100.0%
						全中学校	達成
17 肥満傾向にある小学生 の割合	5.19%	4.32%	3.93%	4.33%	4.49%	5.0%	-
						減少させる	概ね順調
18 肥満傾向にある中学生 の割合	2.24%	2.21%	2.04%	2.23%	1.98%	2.0%	-
						減少させる	概ね順調
19 子どもの食育教室の開 催回数	30 回	47 回	53 回	31 回	14 回	20 回	57.1%
						35 回	取組方法 見直し
20 幼稚園の入園定員	4,560 人	4,500 人	4,400 人	4,380 人	4,380 人	4,380 人	96.1%
						4,560 人	概ね順調
21 預かり保育の実施幼稚 園数	34 箇所	31 箇所	91.2%				
						34 箇所	概ね順調
22 就学時健診等の機会を 利用した子育て講座，思 春期子育て講座等の開 催回数	81 回	138 回	97 回	78 回	92 回	90 回	90.0%
						100 回	概ね順調
23 家庭教育相談事業の開 催回数	12 回	12 回	12 回	12 回	11 回	15 回	100.0%
						15 回	概ね順調
24 「キッズ くれ」(子ど もたちの体験活動等に 関する情報誌)の発行 部数	15,600 部	20,000 部	100.0%				
						20,000 部	達成
25 自主防犯グループの結 成団体数	60 団体	159 団体	165 団体	166 団体	167 団体	167 団体	208.8%
						80 団体	達成
26 ノンステップバスの導 入割合	5.5%	7.5%	9.4%	11.9%	13.0%	14.2%	96.6%
						14.7%	概ね順調
27 児童相談窓口の設置箇 所数	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	100.0%
						2 箇所	達成
28 母子家庭等に対する相 談体制の充実や施策・取 組についての情報提供 を行う場の設置箇所数	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	100.0%
						2 箇所	達成
29 呉市障害児保育促進事 業の実施保育所（園） 数	23 箇所	29 箇所	34 箇所	32 箇所	33 箇所	26 箇所	100.0%
						障がい児の実 態に応じた受 入施設を確保	達成

# 計画の基本的方向

## 1 基本理念

前期計画では、今後の少子化の進展に対応するため、次世代育成支援対策推進法及び行動計画策定指針を踏まえ、次の基本理念を掲げ計画を推進してきました。

本計画は、平成17年度から26年度までの10年間の集中的・計画的な取組を定めることとしており、計画期間は5年間で1期とすることとされています。

このため後期計画は、最終年度である平成26年度における最終目標の達成をめざし、前期計画との連続性及び整合性を維持するため、基本理念を継承し、後期計画においてもこの理念に基づき推進することとします。

すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ

## 2 基本目標

次世代育成支援に関する施策を推進していくため、以下の視点から検討・推進を図ります。

### 基本目標1 地域で子どもと子育てを支える環境づくり

子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスの充実や相談、情報提供、児童の健全育成事業などを実施し、子どもの成長と子育てを支援します。

次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え合うため、子育てネットワークの形成を推進します。

### 基本目標2 すこやかに生み育てる環境づくり

親子の健康が確保されるように、保健、福祉、医療、教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを推進します。

医療機関等との連携により、必要な時に適切な医療が受けられるよう小児医療体制の確保に努めます。

### 基本目標3 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり

子ども一人一人が自ら持つ個性や可能性を教育や遊び，暮らしの中で伸ばさせることができるよう，家庭，学校及び地域が連携しながら様々な事業を展開します。

### 基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり

事故や犯罪の被害から子どもを守るため，地域ぐるみで協力しながら安全で安心できる生活環境づくりを推進します。

子どもが快適な環境の中で生まれ育ち，活動できる重要な要素となる住まい，地域，生活環境，道路交通環境などの整備を行い，良好な環境の中で生活できるよう支援します。

### 基本目標5 子育てと仕事の両立を支える環境づくり

育児休業などの各種法制度の普及・定着や，子育てしやすい就業形態の導入など，企業に対し子育てに対する理解や協力を働き掛け，男女が協働して家庭責任を担うことができる就労環境の整備に努めます。

子育てや地域活動，趣味の活動など，「家庭」と「仕事」がうまくバランスのとれた生き方の実現に向けた気運を醸成します。

若者が住み慣れた地域の中で将来設計を立てられるよう，企業・国・自治体が連携して，安定した雇用促進に向けての取組を推進します。

### 基本目標6 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり

社会問題化している児童虐待の防止対策を始め，ひとり親家庭等の自立支援，障がい児施策など，様々な状況にある支援が必要な子どもとその保護者の成長を支えていくため，保健，福祉，医療などの関係機関の連携を強化し，効果的な取組を推進します。

### 3 施策の体系

前期計画の評価・課題や国の策定指針を勘案し、次のとおり施策の体系を設定します。

基本理念

すくすく・のびのび・子育てが楽しいまちくれ

基本目標

重点施策

<p>1 地域で子どもと子育てを支える環境づくり</p>	<p>地域における子育て支援の充実            保育サービスの充実            子育て支援のネットワークづくり            子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進</p>
<p>2 すこやかに生み育てる環境づくり</p>	<p>子どもや母親の健康の確保            「食育」の推進            思春期保健対策の充実            小児医療の充実</p>
<p>3 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり</p>	<p>次代の親の育成            子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備            家庭や地域の教育力の向上            青少年の健全育成及び非行等への対応</p>
<p>4 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり</p>	<p>子どもの安全の確保            安心して外出できる環境の整備            安全・安心なまちづくりの推進</p>
<p>5 子育てと仕事の両立を支える環境づくり</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し            子育てと仕事の両立の推進            家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進</p>
<p>6 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり</p>	<p>児童虐待防止対策の充実            ひとり親家庭等の自立支援の推進            障がい児施策の充実</p>

## 実施計画

### 基本目標1 地域で子どもと子育てを支える環境づくり

#### 重点施策(1) 地域における子育て支援の充実

##### 現状と課題

アンケート調査によると、「子育てに追われ、社会から孤立するようになる」「子どもとの接し方やしつけの方法が分からない」「気軽に相談できる相手がいない」といった悩みを抱えている保護者が多いように、核家族化や都市化の進行を背景に、家庭の養育力や地域とのかかわりが弱まってきており、子育てに不安を感じたり負担に思う保護者が増えていると考えられます。

産業構造の特性から、他県からの転入や父親が長期不在となる家庭も多く、母親が孤立化しやすいという指摘があり、育児サークル・子育て支援団体等、子育て当事者が中心となった子育て支援ネットワークや、居宅・施設における子育て支援サービスの一層の充実が必要となっています。

呉市すこやか子育て支援センター「くれくれ・ば」、「ひろひろ・ば」や、地域子育て支援センターなど身近な地域での相談事業を実施していますが、アンケート調査によると、保護者の過半数はそれぞれの事業について認知しているものの、利用経験者は1割前後と少なくなっています。しかし利用意向は「近くにあれば利用したい」も含めると約3割となっており、今後も引き続き事業の周知と利便性の向上に努める必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業については、保育所、幼稚園、児童会等の送迎と前後の預かり、保護者等外出時の援助が活動の中心であり、他に民間の託児サービスなどの選択肢もあることから、相互の役割分担を図りながら、事業のさらなる周知が求められます。

##### 施策の方向性

在宅で保育を行う家庭を含むすべての子育て家庭に対する支援の観点から、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業など地域や居宅における支援をはじめ、施設における一時的な預かりなどのサービスの充実に努めます。

子育て中の保護者が気軽に集い交流するとともに、児童の養育に関する相談・情報提供を行うことができる、呉市すこやか子育て支援センターを始めとする地域子育て支援拠点の充実を図ります。

子どもに対する各種手当の支給や養育費，教育費，医療費等の費用負担の軽減に努めます。

地域協働の考えの下に，地域が子育て中の保護者に関わることで家庭を応援し，保護者の子育て不安等の軽減を図ります。

事業名	概要	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に，育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	保健師と児童委員が連携して，生後4か月までの世帯を訪問する。	健康増進課
養育支援訪問事業(子育てヘルパー派遣事業)	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し，子育てヘルパーを派遣し，家事の援助や技術指導等を行う。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し，子育てについての相談，情報の提供・交換，助言その他の援助を行うなど，地域の子育て支援機能を提供する。	子育て支援課 子育て施設課
子育て家庭育児支援事業(ショートステイ)	保護者が病気等のため，児童の養育が一時的に困難となったとき等に，児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	子育て支援課
子育て家庭育児支援事業(トワイライトステイ)	保護者が仕事等のため，恒常的に帰宅が夜間に及ぶとき等に，児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	
病児・病後児保育事業	児童が病気の時で，就労等で自宅での保育が困難な場合等に，病気の児童を一時的に保育する。	子育て施設課
一時預かり事業	保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき，または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象に，児童を受け入れる。	
特定保育事業	パートタイム勤務や育児短時間勤務等，保護者の就労形態が多様化している中，保育所において一定程度継続的に保育する。	
放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	主に小学校内に設置している児童会室で，放課後の小学校低学年の児童に対し，適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
子ども手当	次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から，中学校修了までの児童を対象に支給する。	

## 重点施策(2) 保育サービスの充実

### 現状と課題

アンケート調査によると、認可保育所や幼稚園の利用のニーズが高いのはもちろんですが、延長保育事業や病児・病後児保育事業、一時預かり事業等の利用に対する高い潜在ニーズが伺える結果となっています。

延長保育事業は、平成20年度末現在27か所で実施していますが、利用者数は増加傾向にあり、延長保育事業を実施している保育所への入所希望が集中する傾向にあります。

休日保育事業は、平成18年度、19年度に実施しましたが利用がほとんどなく、今後の事業実施について検討する必要があります。

共働き家庭の増加とともに、就業構造の変化、就業形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化しています。働く保護者のニーズに柔軟に対応できる保育ニーズの維持・確保を図るとともに、多様な就労形態を始め、子育ての負担軽減、緊急時の保育ニーズなどに対応できる弾力的できめ細かな保育サービスの提供が必要です。

### 施策の方向性

保育サービスの充実を図るため、サービス提供の基盤整備については、認可保育所や幼稚園はもとより、認定こども園等も含め、就労形態や市民ニーズの多様化に対応するため、弾力的できめ細かな保育サービスの提供に努めます。

「呉市保育所の統合・民営化基本計画」を見直す中で、効率的な保育所の運営等について検討していきます。

事業名	概要	担当課
保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育に欠ける乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行う。	
休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行う。	
認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	
幼稚園	学校教育法に基づく学校教育施設で、3歳から幼児教育を実施する。	学校教育課 子育て支援課 子育て施設課
幼稚園の預かり保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる。	子育て支援課

## 重点施策(3) 子育て支援のネットワークづくり

### 現状と課題

呉市すこやか子育て協会と子育て中の親が中心となって開催している「チャイルド・フェスタ in くれ」の支援や、子育て総合ポータルサイト「くれ子育てねっと」による情報発信の充実に努めていますが、子育て家庭が情報を取得しやすい環境が求められています。

育児サークル・子育て支援団体等、子育て当事者が中心となってネットワークづくりを進めていますが、今後は、地域を巻き込んだ交流などの取組が必要です。

### 施策の方向性

呉市すこやか子育て協会や子育て当事者と連携しながら、子育て支援団体の育成、地域協働による子育て支援ネットワークの充実に努めます。

子育て家庭が必要な情報を取得しやすい情報提供体制を整備し、利用者の拡大と利便性の向上を図るため、「くれ子育てねっと」の携帯電話端末等への対応を検討します。

子育て中の家庭と子育て経験豊かな地域の高齢者等とが、子育てを通じて異世代交流によるたてのつながりが持てる場の創出に努めます。

事業名	概要	担当課
育児サークル・子育て支援団体活動支援	呉市すこやか子育て協会と連携し、育児サークル、子育て支援団体への活動支援を行う。	子育て支援課
くれ子育てねっと	子育て支援サービスの情報の他、地域情報交流サイト「くれパステル」、育児サークルの紹介など子育てに関する情報を、インターネット上で提供する。  くれ子育てねっと <a href="http://www.kure-kosodate.com/">http://www.kure-kosodate.com/</a> くれパステル <a href="http://pastel.kure-kosodate.com/">http://pastel.kure-kosodate.com/</a>	
子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	

## 重点施策(4) 子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進

### 現状と課題

アンケート調査によると、子どもの遊び場について、「雨の日に遊べる場所がない」「思い切り遊ぶための十分な場所がない」「遊び場周辺の道路環境などが危険である」などの不満を感じる保護者が多くなっています。

学校等を活用して子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」を平成20年度から3校で開設しているほか、保育所や幼稚園の園庭・園舎を開放し、体験学習や相談事業等の交流事業を実施しています。

### 施策の方向性

子どもが、放課後や休日、夏休み等の長期休業中に、地域の中で安全に遊び、学べる居場所として、児童館や放課後子ども教室等の多様な居場所づくりの推進に努めます。

友達や地域の大人などと交流しながら、地域で様々な体験活動ができるよう、地域の関係団体等と連携・協働して、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。

事業名	概要	担当課
児童館	児童に健全な遊びを与えることで健康を増進し、情操を豊かにする。	子育て施設課
放課後子ども教室	全ての子どもを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。	文化振興課
 子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	子育て支援課

## 基本目標2 すこやかに生み育てる環境づくり

### 重点施策(1) 子どもや母親の健康の確保

#### 現状と課題

妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、育児に自信を持って取り組めるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報の提供を始め、疾病の予防や早期発見・早期対応を図っています。

新生児家庭訪問指導については、「こんにちは赤ちゃん事業」と連携することで訪問数を増加させる必要があります。

乳幼児健診未受診者への受診勧奨を行うとともに、訪問等で対象者全員の把握に努める必要があります。

今後も、核家族化・少子化の進行による家庭の養育力の低下が懸念されることから、妊娠・出産・子育ての各段階に応じ、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減を図ることが必要です。

#### 施策の方向性

「呉市健康増進計画」に基づき、親子の健康保持・増進に対し適切な働き掛けに努めます。

母子健康手帳交付時の保健指導を充実させるとともに、妊産婦・新生児等訪問指導、妊婦・乳幼児健康診査等の充実に努めます。

父親の参加や相談指導等も実施する妊婦教室、育児教室の充実や専門家による心の健康づくり相談、学校における生活習慣病予防の推進を進めます。

事業名	概要	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠の初期から子どもが小学校に入学するまでの間の、母子の継続した健康記録となる手帳を交付する。	健康増進課
妊婦・新生児等訪問指導	保健師が家庭訪問し、赤ちゃんやお母さんの相談、育児に関する相談や情報提供を行う。	
 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と児童委員が連携して、生後4か月までの世帯を訪問する。	
妊婦・乳幼児健康診査	妊婦の健康状態や胎児、乳幼児の発育状態を見るため身体測定や検査を実施する。	
妊婦・育児教室	健康・アレルギー・小児の生活習慣病予防などの教室を実施する。	
こどもの心の健康相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安、虐待、いじめ等の問題について、専門家が相談を受ける。	

事業名	概要	担当課
生活習慣病予防	生活習慣病予防についての正しい知識の普及・啓発したり、予防のための実践教室を実施する。	学校安全課
学校保健委員会の設置	医療機関、PTA、学校の関係者等で組織する委員会を設置し、児童生徒の健康の保持・増進を図る。	
<b>再掲</b> ファミリー・サポート・センター事業(妊産婦支援事業)	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課

## 重点施策(2) 「食育」の推進

### 現状と課題

市民と行政がそれぞれの立場から食について考え、食育に計画的に取り組むため、平成20年3月に「呉市食育推進計画」を策定しています。

アンケート調査によると、朝食を食べる小学生は94.6パーセントとなっていますが、家族がそろって食事をする割合は低くなっています。

「朝ごはん食べようキャンペーン」や子どもの食育教室により、朝食の重要性については、ある程度の理解を得られていると考えられますが、「どう食するのか(量やバランス、誰と食するか等)」の啓発も併せて必要です。

### 施策の方向性

「呉市食育推進計画」に基づき、子どもが「食について考え、健康に配慮した食事を選択できる力」や「食べることへの感謝の気持ちと心豊かな食生活を営む力」を育むことにより、生涯を通じて健康で安全な生活を営むことができるように、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・企業・行政の協働による食育を推進します。

事業名	概要	担当課
朝ごはん食べようキャンペーン	幼稚園・保育所等の児童とその保護者や指導者を対象に食育教室を開催し、朝ごはんをはじめ、望ましい食生活についてエプロンシアターや講話等によって啓発する。	健康増進課

## 重点施策(3) 思春期保健対策の充実

### 現状と課題

学校保健と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行うとともに、喫煙や飲酒、薬物等の有害性についての基礎知識の普及を図っています。

児童・生徒が乳幼児とその保護者との触れ合いを通して、生命の尊さや、父性・母性観を養えるよう、思春期ふれあい体験学習を実施しています。

学校、保健所及び地域が連携し、地域社会全体で思春期保健対策に取り組む必要があります。

### 施策の方向性

学校保健と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行うとともに、飲酒・喫煙・薬物等についての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを推進します。

父性・母性観を養い、次代の子を育む親となるために、乳幼児とのふれあい体験を推進します。

事業名	概要	担当課
高校生ボランティア養成講座	呉市すこやか子育て協会と連携して、高校生を対象とした乳幼児の託児ボランティア講座を行う。	子育て支援課
思春期喫煙予防教室	未成年者への喫煙予防を啓発する。	健康増進課
思春期相談事業	各保健センターで思春期相談室を開設するとともに、随時電話や来所で相談を受ける。	
思春期ふれあい体験学習	性と生命と育児について学ぶため、小・中学生を対象に、乳幼児とふれあう体験を提供する。	

## 重点施策(4) 小児医療の充実

### 現状と課題

夜間休日等における小児科の初期救急医療については、休日急患センター・小児夜間救急センターを中心に対応しており、その利用について引き続き広報・啓発に取り組む必要があります。

0歳児から小学校入学前までの入院・通院と、小学6年生までの入院について、医療費の自己負担を助成しています。

### 施策の方向性

「呉市医師会小児夜間救急センター」を中心に医療機関や消防署等との円滑な連携体制の確保を図るとともに、いつでも安心してかかれる「かかりつけ医」や緊急時の小児救急法の普及を図ります。

県や医療機関と連携し、周産期医療体制の確保、乳幼児医療費の助成を行います。

事業名	概要	担当課
休日急患センター	休日における初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：内科，小児科，外科 診療時間：休日9時～18時	福祉保健課
小児夜間救急センター	夜間における小児初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：小児科 診療時間：毎日19時～23時	
乳幼児医療費助成	乳幼児等の医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課

## 基本目標3 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり

### 重点施策(1) 次代の親の育成

#### 現状と課題

少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもが低年齢の弟妹の世話をしたり、年齢の違う近所の子どもたちと遊んだりするなど、就学前の児童とふれあう機会が減少しています。

これから親となる若い世代が将来子どもを産み育てたいと思えるように、乳幼児などのふれあいや交流機会の充実を図っています。

#### 施策の方向性

福祉・教育・男女共同参画などの関係分野が連携しながら、家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義に関する教育や意識啓発の充実に努めます。

事業名	概要	担当課
再掲 高校生ボランティア養成講座	呉市すこやか子育て協会と連携して、高校生を対象とした乳幼児の託児ボランティア講座を行う。	子育て支援課
再掲 思春期ふれあい体験学習	性と生命と育児について学ぶため、小・中学生を対象に、乳幼児とふれあう体験を提供する。	健康増進課

## 重点施策(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

### 現状と課題

子ども一人ひとりが、自分や他人の人権を尊重する感性豊かな心と、たくましく生きるための健康や体力、様々な問題に積極的に対応し解決するための学力等の「生きる力」を身につけるためには、学校教育環境の充実が必要です。

今後は、きめ細かな指導の充実や個性ある学習を推進していくとともに、地域に信頼される学校づくりや、健康で安全な環境での幼児教育に努めていく必要があります。

### 施策の方向性

子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力、「生きる力」を養い、豊かな情操を育むとともに、道徳教育等を通じた心の教育をはじめ、人間性豊かな人格の形成が図られるよう、学校教育の充実を図ります。

幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

事業名	概要	担当課
適正規模の学校教育環境づくり	呉市立学校統合基本方針に基づき、学校統合を推進する。	教育総務課
小中一貫教育推進事業	小・中学校の9年間で指導内容と指導方法に一貫性を持たせ、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を実践する。	学校教育課
加配講師配置事業	少人数指導やチーム・ティーチングを推進したり、個に応じた指導を行う。	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span> 幼稚園	学校教育法に基づく学校教育施設で、3歳から幼児教育を実施する。	学校教育課 子育て支援課 子育て施設課

## 重点施策(3) 家庭や地域の教育力の向上

### 現状と課題

平成20年9月に実施した「呉市 親子のコミュニケーションに関するアンケート」によると、保護者が子どもの頃の家族と今の家族では、今の家族(親子)の方が「よく話している」結果となっていますが、一方では、保護者も子どもも忙しくコミュニケーションを十分に取れなかったり、反抗期や思春期の子どもとの接し方や世代間ギャップに悩む保護者も多くなっています。

核家族化に伴う家族の小規模化は、親から子へと子育て知識を継承する、子どもとのふれあいを通じて父性・母性観を育てるといった環境の減少をもたらす恐れがあり、地域においても子どもとふれあう機会が減少しているなど、家庭や地域の教育力が低下し、子どもの健全な育ちにも影響を及ぼすことが懸念されています。子どもの健全な育成は社会全体の責務であり、家庭・学校・地域住民や関係団体が情報を共有しながら一体となって教育力を高め、子育て・親育ちの取組を推進することが必要です。

スポーツ少年団については、各種スポーツ活動及び大会を行い、青少年の健全育成、地域づくりなどに貢献していますが、少子化による団員の減少が課題となっています。

### 施策の方向性

子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会を充実し、家庭での子育て力の醸成を図ります。

地域の大人と子どもが協働して実施する交流活動や、地域の見守りの中で子どもが社会性や協調性を育める環境づくりを促進し、地域の教育力の向上を図ります。

事業名	概要	担当課
親子コミュニケーション能力開発事業	良好な親子関係づくりに効果的な取組を検討・実施し、家庭教育の充実を図る。	教育総務課
家庭教育相談事業	呉市教育会教育相談部に属する教員OB等が行う相談事業。	文化振興課
スポーツ少年団	日本体育協会が設立した青少年スポーツ団体で、スポーツを通して青少年の健全育成を行う。	スポーツ振興課

## 重点施策(4) 青少年の健全育成及び非行等への対応

### 現状と課題

呉市青少年指導センターによる教育相談，スクールカウンセラーの配置，適応指導教室「つばき学級」の設置，メンタルフレンドの派遣，生徒指導員等により生徒指導上の諸問題等への対応を図っています。

### 施策の方向性

学校をはじめ，呉市青少年指導センター，警察，民生・児童委員，青少年補導員，地域のボランティアなどと連携しながら生徒指導上の諸問題等に対応していきます。

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌，ビデオ，コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し，関係機関・団体やPTA，市民活動団体等と連携・協力をして，関係業者に対する自主的措置を働きかけます。

子ども自身が有害情報等に巻き込まれない力を身につけることができるよう，家庭・学校・地域等における情報モラル教育の推進に努めます。

事業名	概要	担当課
呉市青少年指導センター	子どものしつけ，問題行動，進路等に関する相談活動や市内巡視，街頭指導等を実施する。	学校安全課
呉市スクールカウンセラー事業	不登校の問題に対応するため児童生徒とその保護者及び教職員の相談役として専門的な立場から支援するカウンセラーを派遣する。	
スクールカウンセラー（県実施事業）	不登校や問題行動への対応について，指導・援助を受けることにより，児童生徒の悩み，不安，ストレスの解決を図る。	
適応指導教室「つばき学級」	小中学校の不登校児童生徒に対してカウンセリング，集団生活への適応指導，学習の援助を行う。	
メンタルフレンド事業	不登校児童生徒に対し理解と情熱を有する大学生等を派遣し，不登校児童生徒の自主性，社会性等の伸長を援助する。	
問題を抱える子ども等への自立支援事業（国実施事業）	生徒指導上の諸問題等について，弁護士や警察等関係機関との効果的な連携方法の調査研究を行う。	
生徒指導員派遣事業	呉市立小・中学校の生徒指導，援助を行う。	

## 基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり

### 重点施策(1) 子どもの安全の確保

#### 現状と課題

アンケート調査によると、有効と考えられる子育て対策について、就学前児童・小学生ともに「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が最も多くなっています。また、地域社会には「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」という要望が強くなっています。最近、子どもが巻きこまれる犯罪や事件が多発していることから、地域ぐるみで子どもを犯罪や交通事故から守るための取組を推進するとともに、子どもや保護者に対する事故・犯罪に対する情報提供や意識啓発を強化する必要があります。

地域コミュニティづくりや地域ぐるみによる防犯意識の高揚を図っています。また、呉こども110番の家については協力店舗や家庭等は増えていますが、さらに増やすとともに、事業の目的と配置場所について分かりやすく周知する必要があります。

呉市児童虐待防止ネットワークなど、関係機関の連携により支援が必要な子どもや家族への対応に努めています。

#### 施策の方向性

「呉市交通安全計画」に基づき、地域の関係者と連携し、地域ぐるみで子どもを交通事故や犯罪から守るための取組を推進するとともに、子どもや保護者に対する事故・犯罪に対する情報提供や意識啓発に努めます。

関係機関との連携により、交通安全指導の充実を図ります。

小学校の入学を目前に控えた幼児とその保護者に対し、具体的な体験を通した交通安全指導に努めます。

事業名	概要	担当課
交通安全活動推進事業	交通安全日の早朝街頭指導等、交通安全推進協議会連合会及び各地区協議会を中心とした交通安全活動を実施する。	地域協働課
自主防犯グループ育成	各小・中学校のPTAや商店街、地域の人々が実施する自主防犯グループの組織化を促し、繁華街や地域のパトロール活動等の自主的な防犯活動を支援する。	
チャイルドシート貸出あっせん事業	チャイルドシート着用の推進を図るため、貸出事業者をあっせんする。	
呉こども交通安全推進隊	児童が校門等で交通安全の呼びかけを行うなどして、児童自身が自分の身を自分で守る能力育成を図るとともに、交通マナーや交通ルールを守る等、児童の交通安全に係る意識の高揚を図るため、呉市立全小学校で取り組む。	学校安全課

事業名	概要	担当課
地域安全サポーター巡視活動	市内巡視、呉こども110番の家への不審者情報の提供等を行うことにより、不審者の犯罪等の未然防止等を行う。	学校安全課
呉こども110番の家	商店や家庭等にボランティアで依頼し、児童生徒が、登下校中等に危険を感じたときに駆け込むことのできる緊急避難場所を設置する。	
呉の子どもを守る会議	「呉の子どもは呉のおとなが守る」という認識に立ち、各機関・団体が連携を図りながらそれぞれの立場で取組を行い、安心して遊ぶことができる地域づくりを行う。	
不審者情報等配信サービス(守るネット)	不審者情報等を携帯電話に配信する。	
呉市児童虐待防止ネットワーク	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討する。	子育て支援課

## 重点施策(2) 安心して外出できる環境の整備

### 現状と課題

アンケート調査によると、子どもと外出する時に困ることとして、「買物や用事を済ませる間、子どもを待たせておける安全な場所がない・少ない」、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない・少ない」、「歩道や建物内などの段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」などが上位に挙がっています。

地域が子どもや子育て家庭に配慮されたやさしい環境であることは、子どもを健やかに安心して生み育てるための重要な要素のひとつです。親子が安全に、かつ、安心して外出でき、利用しやすい施設整備や、子どもがのびのび活動できるまちづくりが引き続き必要です。

歩道の視覚障害者誘導ブロック設置、舗装の改良等により歩行者の安全向上を図っていますが、さらなるバリアフリー化に努めていきます。

道路交通環境について一定の改善が図られていますが、カーブミラー等の設置が必要な箇所はまだ多数あるため、順次設置が必要です。

### 施策の方向性

子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、歩道や自転車道、ガードレールなどの交通安全施設の整備に努め、安全な道路環境を推進します。

子育て世帯が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化に努めるとともに、ベビーベッドや授乳室など、施設の整備に努めます。

事業名	概要	担当課
ノンステップバス導入	妊産婦，乳幼児連れの保護者等，すべての人が安心して外出できるように，バスのバリアフリー化を図る。	交 通 局
子育て環境整備事業	公共施設に授乳コーナーやベビーベット等を配置し，安心して外出できる子育てにやさしい環境づくりを推進する。	子育て支援課

## 重点施策(3) 安全・安心なまちづくりの推進

### 現状と課題

道路照明の設置や維持管理等，防犯施設の整備に努めています。

街区公園数は年々増加しており，平成20年度末で296か所となっています。

アンケート調査によると，有効と考えられる子育て対策について，就学前・小学生ともに「子育てしやすい住居，町の環境面での充実」が多くなっています。子どもの健全な成長を促すためには，生活の基盤となる良質な居住環境を確保することが重要となります。

### 施策の方向性

通学路等公共施設の安全対策の充実，人々の憩いの場となる公園の整備を進めます。

市営住宅の建替えや修繕時において，子育て世帯が安心して居住できるよう，ユニバーサルデザインの推進等，良質な住宅の整備に努めるとともに，子育て世帯や多子世帯等に対し，優先的な入居選考を行います。また，子育て世帯を始めとする若者が定住しやすい住宅政策を推進します。

事業名	概要	担当課
公園緑地の整備	全ての人が憩うことの出来るコミュニティ活動の場として，市民が親しみやすい公園整備を進める。	公 園 緑 地 課
遊具等公園施設の維持管理	安全・快適に利用できる公園を確保するため，定期的な保守点検を行う。	
道路照明等設置・維持等管理	交通の安全を推進し，市民生活の安全・安心を確保する。	土 木 課 地 域 協 働 課
子育て世帯・多子世帯等の市営住宅優先入居	子どもの健全な成長を促すため生活の基盤となる居住環境の確保を行う。	住 宅 課

## 基本目標5 子育てと仕事の両立を支える環境づくり

### 重点施策(1) ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

#### 現状と課題

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する考えをアンケート調査の結果からみると、就学前・小学校ともに、希望は「仕事と家庭と個人の生活いずれも」優先したいが比較的多くなっているのに対し、現実をみると「家庭」又は「仕事」を優先する世帯が多くなっており、どちらかといえば「個人の生活」を犠牲にして「家庭」や「仕事」に比重を置いた生活状況となっています。

男性が家事や子育てなどに参加しやすくするとともに、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、「家庭」と「仕事」のバランスが保たれたものにするのが重要です。そのため、従来の働き方を見直し、男女とも「仕事」以外の生活の充実を図ることが必要です。

一方、就労の場では、男女ともに子育てに専念しながら継続就労できる職場環境や雰囲気づくりなど、事業主の理解促進が求められます。しかし、現実には育児休業など子育て支援のための制度が整備・充実されても十分活用されていない、あるいは、業種・業態により制度を利用しにくいといった状況があり、制度を有効に活用してもらうための普及・啓発とともに、活用できる職場の雰囲気づくりを図るための支援が必要です。

企業立地による新規雇用の創出、呉しごと相談館において若者の就労支援に努めていますが、引き続き、臨海部の埋立地・内陸部の造成地の分譲を促進し、新たな雇用の創出を図る必要があります。

#### 施策の方向性

国の「仕事と生活の調和憲章（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等に基づき、家庭・地域・企業等の社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため、意識啓発や情報提供に努めます。

事業名	概要	担当課
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する啓発	「ワーク・ライフ・バランス」の考え方に沿って社会全体で働き方の見直しを行うための啓発を行う（啓発資料作成・事業主や人事担当者に対する研修会やセミナー開催・講師派遣等）	人権センター
呉しごと相談館	専門のカウンセラーが仕事の相談や面接指導等を個別にすることにより、再就職を支援し、職場への定着を促す。	商工振興課
再就職支援事業（女性いきいき再就職フェア）	主に再就職を希望する女性を対象とした合同面接会を開催することにより、女性の就職活動を支援する。	

事業名	概要	担当課
呉市中小企業融資制度(ワーク・ライフ・バランス資金)	中小企業者に対して、一般事業主行動計画の実行に要する資金を低利で融資する。	商工振興課
企業立地助成制度	工場等の新・増設を行う事業者に対し助成金を交付することにより、初期投資費用の軽減を図り、立地の促進と新規雇用の創出を目指す。	

## 重点施策(2) 子育てと仕事の両立の推進

### 現状と課題

アンケート調査によると、就学前の育児休業制度の利用状況は、母親の利用率が23.1パーセントであるのに対し、父親は0.5パーセントとかなり低くなっています。

出産前後の母親の離職状況は「離職した」「継続的に働いていた」及び「出産1年前にすでに働いていなかった」がいずれも約3割であり、6割を超える母親は就労継続を断念して出産を優先するという二者択一の状況となっていることが伺えます。

このような状況の中、両立支援と就労の関係に係る設問に対しては、約半数の母親は「いずれにしてもやめていた」と回答しているのに対し、約3割の母親は「働き続けやすい環境が整備されていれば、就労を継続していた」と回答しています。

働く女性にとって子育てと仕事の両立は大きな問題であり、働き方の見直しはもちろんのこと、互いに家族の一員として家庭責任を担いあう意識啓発とともに、子育てと仕事の両立支援に向けた各種サービスの充実が必要です。

### 施策の方向性

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所や幼稚園等における保育サービスや放課後児童会、ファミリー・サポート・センター事業などの各種サービスの充実と利用促進に努めます。

事業名	概要	担当課
再掲 ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
再掲 保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育に欠ける乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
再掲 認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	
再掲 延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行う。	

実施計画〔基本目標5〕子育てと仕事の両立を支える環境づくり

事業名	概要	担当課
再掲 休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行う。	子育て施設課
再掲 幼稚園の預かり保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して 教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる。	子育て支援課
再掲 放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の小学校低学年の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	
再掲 病児・病後児保育事業	児童等が病気の回復期で、集団保育等が困難な期間、病院付設の専用保育室(病気別保育が可能な部屋を完備)で一時的に預かる。	子育て施設課
再掲 一時預かり事業	保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象に、児童を受け入れる。	
再掲 児童館	児童に健全な遊びを与えることで健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。	
再掲 放課後子ども教室	全ての子どもを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。	文化振興課

## 重点施策(3) 家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進

### 現状と課題

アンケート調査によると、子育てと仕事を両立させるためには「男性が家事や育児を分担すること」の回答が多く見られることから、依然として「固定的性別役割分担意識（男は仕事・女は家事）」が根強く、女性が家事や育児を担う場合が多いことがわかります。このことから、男性も女性も人として認め合い、多様な生き方を選択するためには、社会全体の意識改革に取り組むことが必要です。

女性の勤続年数の長期化とともに、夫婦共働きの増加により、20歳代後半から60歳代前半にかけていずれの年齢階層も女性就業率が上昇しています。また、夫婦共働き世帯数が片働き世帯数を上回るなど男女の働き方も大きく変化しています。

### 施策の方向性

「くれ男女共同参画推進条例」及び「くれ男女共同参画基本計画（第2次）」に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。

事業名	概要	担当課
くれ男女共同参画セミナー「With」	男女共同参画について幅広いジャンルを学ぶ場を提供する（子育て編・女性編・総合編として開催）。	人権センター
呉市女性エンパワーメント支援事業	呉市在住の20歳以上の女性に男女共同参画に関する研修会等への参加経費を助成し、女性リーダーとしてのエンパワーメントを図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けての推進役となる人材を育成する。	
呉市男女共同参画推進活動支援事業	自主的かつ主体的に男女共同参画推進を目的とした事業を企画し実施する団体を支援する。	
呉市男女共同参画週間事業	男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画に関する啓発事業等を実施する。	

## 基本目標6 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり

### 重点施策(1) 児童虐待防止対策の充実

#### 現状と課題

児童虐待防止対策において、何よりも重要なのは虐待そのものを起こさない社会づくりであり、市民一人ひとりへの啓発事業の継続した実施が必要です。

虐待は子どもにとって重大な人権侵害であるとともに、子どもの心や身体に後々まで残る傷を負わせることもあります。呉市では、虐待に関する相談件数が年々増加しており、相談から適切な対応につなげていく「呉市児童虐待防止ネットワーク」の一層の機能強化が求められています。

#### 施策の方向性

誰もが気軽に相談できる体制整備と、虐待防止についての普及啓発に取り組むとともに、社会全体の連携を図るための児童虐待防止ネットワークの機能強化に努めます。

事業名	概要	担当課
児童相談窓口	家庭や児童に関する様々な相談のため、家庭児童相談員を配置した窓口を設置する。 ・呉市すこやか子育て支援センター ・くれ子育てねっとインターネット相談 ・フリーダイヤル「子ども・子育て・DV等ホットライン」	子育て支援課
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span> 呉市児童虐待防止ネットワーク	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討する。	
児童虐待防止啓発事業	リーフレット配布、講演会開催等による啓発を実施する。	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span> 養育支援訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導等を行う。	健康増進課
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span> 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と児童委員が連携して、生後4か月までの世帯を訪問する。	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再掲</span> こどもの心の健康相談	保護者と子どもの育児不安、虐待、いじめ等の問題について、専門家による相談を実施する。	

## 重点施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

### 現状と課題

アンケート調査によると、ひとり親家庭で困ったことに係る設問に対しては、「子どもの養育、教育」「自分の就職」「収入がなくなったこと」などの回答が多く、要望としては「手当制度の充実」「各種福祉制度における所得制限の緩和」「教育費の援助」「医療費の援助」など経済的支援に係るものが上位を占めており、「就職のあっせん」「資格、技能習得講座などの充実」といった就労支援に係るものは、就学前で約2割、小学生で約1割となっています。

ひとり親家庭やその家庭の子どもが、より豊かで充実した生活を営み、自立した生活を送ることができるよう、就業支援を始め、子育てや生活支援、相談・情報提供などの各種事業を計画的に推進していく必要があります。

### 施策の方向性

就労支援や貸付制度等の適正運用や相談事業、児童扶養手当（18歳未満の児童を養育している母子家庭等）等の経済支援やひとり親家庭医療費助成（父子母子家庭の医療保険診療の自己負担分の助成）を実施し、支援を強化していきます。

事業名	概要	担当課
母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供窓口	母子家庭自立支援員や婦人相談員による母子家庭等に対する相談等を行い、就労支援や児童扶養手当等についての情報提供を行う。	子育て支援課
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等に支給する。	
ひとり親家庭医療の助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父子・母子家庭等（世帯全員の前年所得税が非課税）の医療保険診療の自己負担分を助成する。	
母子及び寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るための各種資金の貸し付けを行う。	
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母子家庭の母が、適職に就くために必要であると認められる教育訓練講座を受講するとき、受講費の一部を給付する。	
母子家庭高等技能訓練促進費補助金	児童扶養手当受給に相当する所得の母子家庭の母が、就職に有利な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師）取得のために養成機関で修業する一定期間、補助金を支給する。	
JR通勤定期乗車券割引事業	児童扶養手当受給世帯の人が利用するJR列車（JRバスを除く。）の通勤用の定期券代を割引く（児童扶養手当全額支給停止世帯を除く。）	
 養育支援家庭訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導等を行う。	
 ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	

## 重点施策(3) 障がい児施策の充実

### 現状と課題

学習障がい(LD)や、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症など、発達障がいのある子どもに対する指導及び支援が課題となっています。障がいのある子どもに対し、障がいの重度・重複化や多様化に対応するとともに、障がいのある子どもの個に応じた療育・教育を充実していく必要があります。

障害児保育の実施保育所数は平成20年度末で33か所へと年々増加していますが、重度の障がい児や発達障がい児及び発達障がいの疑いのある児童への対応が課題となっています。

特別支援学級の在籍者数が増加しているとともに、障がいの多様化、重複化、重度化等が進んでいる傾向にあり、児童生徒一人一人の教育的ニーズに基づく適切な教育的支援を行うことが求められています。

### 施策の方向性

障がい児が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との円滑な連携の下、相談・支援体制の整備、障がいの状況に応じた療育の場の確保、障がい福祉サービスの充実、特別支援教育の推進等の一貫した総合的な取組を推進します。

発達障がい等を早期発見し、保育所・学校等とも連携しながら、必要な療育について相談・指導等を行うことで、健全な発達と地域で円滑な生活が送れるよう支援します。

事業名	概要	担当課
児童療育相談事業	専門医などが発達障がい等を有すると思われる児童とその家族からの相談に応じ、適切な指導及び助言を行う。	福祉保健課
児童デイサービス	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	
特別児童扶養手当	中・重度の身体、知的又は精神障がい等を有する20歳未満の児童を家庭で看護しているものに対して支給する。	
障害児福祉手当	重度の身体、知的又は精神障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする程度の障がいの状態にある20歳未満の児童に対して支給する。	
障害児保育促進事業	家庭、専門機関との連携を密にし、個々の障がいの種類、程度に対応したきめ細かな保育を行う。	子育て施設課
障害児指導員	小・中学校の、特別支援学級に在籍する障がいのある児童生徒の指導の援助を行う。	学校安全課
学校教育指導補助員	小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒の指導の援助を行う。	
特別支援教育相談員	教育委員会事務局に相談員を配置し、就学前の幼児及び児童生徒の実態把握・個別相談・指導の援助を行う。	
再掲 放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の小学校低学年の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課

# 計画の推進と施策の点検

「次世代育成支援行動計画」は推進法に基づいて計画され、推進に当たっては、毎年少なくとも1回、本計画に基づく措置の実施の状況を報告するよう規定されています(推進法第8条第6項)。

市全体で本計画を推進するために、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検し、各種施策や評価指標の見直しを行うなど、市民の意見を反映しながら、その後の対応を検討していきます。

## 1 基本的姿勢

### (1) 総合的な施策の展開

本計画は、子どもの育ちと子育て及び次世代の親を育成する上での総合的な行政の計画です。そのため、庁内・庁外の推進体制を継続し、家庭や地域、学校、企業などとも連携し、広がりのある施策の展開を図ります。

### (2) 具体的な進ちょく状況の説明

本計画の進ちょく状況を具体的に示すため、数値目標の達成状況などについて、定期的に公表します。

## 2 推進体制

### (1) 庁内の体制

庁内の横断的な組織である「呉市少子化対策推進本部」において、施策の計画的な推進と進行管理を行います。

### (2) 庁外の体制

市民や有識者、子育て支援関係者等で組織する「呉市次世代育成支援対策推進協議会」に進ちょく状況等を説明・報告し、推進に向けての協議・意見交換を行います。

### (3) 市民への周知と意見聴取

---

本計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページ等により公開し、市民にわかりやすく周知します。

また、市民からの意見をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

くれ子育てねっと <http://www.kure-kosodate.com/>

呉市ホームページ <http://www.city.kure.lg.jp/>

# 資料編

## 1 呉市次世代育成支援行動計画(後期)の数値目標一覧表

指 標	前期計画 策定時 <sup>1</sup> (平成 16 年度)	平成 21 年度 見込み	平成 26 年度 目標	担 当 課	備考 <sup>2</sup>
1 地域子育て支援拠点事業の開催 箇所数 <sup>3</sup>	5 箇所	10 箇所	11 箇所	子育て支援課 子育て施設課	
2 母子健康手帳交付時の保健指導 割合		93.5%	95.0%	健康増進課	
3 乳児健康診査受診率(1, 3, 6 か月児健診)		92.0%	95.0%	健康増進課	
4 ファミリー・サポート・センター の設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	子育て支援課	
5 ファミリー・サポート・センター の利用件数	年間延べ 1,800 件	年間延べ 2,000 件	年間延べ 2,400 件	子育て支援課	
6 乳児家庭全戸訪問事業(こんにち は赤ちゃん事業)訪問実施率		70.0%	100.0%	健康増進課	
7 子育てヘルパー派遣事業の利用 世帯数	年間延べ 20 世帯	年間延べ 150 世帯	年間延べ 160 世帯	子育て支援課	
8 育児サークル・子育て支援団体活 動支援事業登録団体数		44 団体	60 団体	子育て支援課	
9 子育て家庭育児支援事業(ショ ートステイ)の実施事業所数	2 箇所	4 箇所	4 箇所	子育て支援課	
10 子育て家庭育児支援事業(トワイ ライトステイ)の実施事業所数	2 箇所	4 箇所	4 箇所	子育て支援課	
11 病児・病後児保育事業の実施箇所 数 <sup>4</sup>	1 箇所	2 箇所	3 箇所	子育て施設課	
12 保育所(園)の入所定員 <sup>5</sup>	4,335 人	4,272 人	4,095 人	子育て施設課	
13 延長保育事業の実施保育所(園) 数	15 箇所	28 箇所	33 箇所	子育て施設課	

1 前期計画に記載した平成 16 年度末現状

2 備考欄の は、全国共通で設定が期待される事業項目として、国に目標事業量を提供する項目

3 前期計画では、「地域子育て支援センター事業」、「つどいの広場事業」として実施した事業。後期計画では、自主事業で実施している箇所も含む。

4 前期計画では、「乳幼児健康支援一時預かり(施設型)事業」として実施した事業

5 地域保育所を含む。

指 標	前期計画 策定時 <sup>1</sup> (平成 16 年度)	平成 21 年度 見込み	平成 26 年度 目標	担 当 課	備考 <sup>2</sup>
14 休日保育事業の実施保育所(園)数	0 か所	0 か所	1 か所	子育て施設課	
15 一時預かり事業の実施保育所(園)数 <sup>3</sup>	12 か所	11 か所	14 か所	子育て施設課	
16 特定保育事業の実施保育所(園)数 <sup>3</sup>		3 か所	3 か所	子育て施設課	
17 呉市障害児保育促進事業の実施保育所(園)数	23 か所	26 か所	障がい児の実態に応じた受入施設を確保	子育て施設課	
18 幼稚園の入園定員	4,560 人	4,380 人	4,380 人	学校教育課 子育て支援課 子育て施設課	
19 預かり保育事業の実施幼稚園数	34 か所	31 か所	全園	子育て支援課 子育て施設課	
20 子育て支援交流事業の実施幼稚園数		11 か所	13 か所	子育て支援課	
21 放課後児童会の設置箇所数(学校区数)	34 か所	36 か所	必要とされる学校区	子育て支援課	
22 放課後子ども教室の設置箇所数		3 か所	4 か所	文化振興課	
23 児童館の設置箇所数	4 か所	4 か所	4 か所	子育て施設課	
24 呉こども 110 番の家の設置箇所数		2,707 か所	2,800 か所	学校安全課	
25 肥満傾向にある小学生の割合	5.19%	5.0%	減少させる	学校安全課	
26 肥満傾向にある中学生の割合	2.24%	2.0%	減少させる	学校安全課	
27 家庭教育相談事業の開催回数	12 回	15 回	15 回	文化振興課	
28 ノンステップバスの導入割合	5.5%	14.2%	23.5%	交 通 局	

1 前期計画に記載した平成 16 年度末現状

2 備考欄の は、全国共通で設定が期待される事業項目として、国に目標事業量を提供する項目

3 前期計画では、「一時保育事業」として実施した事業

## 2 基礎データ

### (1) 呉市内の地域子育て支援拠点(平成22年3月現在)

名 称		所 在 地
1	呉市すこやか子育て支援センター くれくれ・ば	宝町2 - 50 レクレ4階
2	呉市すこやか子育て支援センター ひろひろ・ば	広古新開2丁目1 - 3 広市民センター3階
3	地域子育て支援センター こばと	押込西平町29 - 84
4	地域子育て支援センター 名田保育園内	広白岳1丁目3 - 8
5	地域子育て支援センター 昭和保育園内	栃原町667 - 2
6	地域子育て支援センター 救世軍呉保育所内	青山町1 - 4
7	地域子育て支援センター 阿賀保育園内	阿賀中央2丁目7 - 7
8	地域子育て支援センター 郷原保育所内	郷原町1946番地
9	地域子育て支援センター 下蒲刈保育所内	下蒲刈町下島1713番地の1
10	地域子育て支援センター 安浦中央保育所内	安浦町中央3丁目3 - 7

### (2) 呉市内の幼稚園(平成22年3月現在)

#### [ 呉市立 ]

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
1 豊島幼稚園	豊浜町大字豊島字城ヶ口3690	2 ゆたか幼稚園	豊町大長字中大浦4783

#### [ 私立 ]

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
1 阿賀中央幼稚園	阿賀中央6丁目13 - 3	13 至心幼稚園	郷町4 - 25
2 善隣幼稚園	西中央5丁目6 - 1	14 宝徳幼稚園	阿賀北7丁目20 - 15
3 呉中央幼稚園	広古新開2丁目2 - 15	15 白鳩幼稚園	仁方棧橋通6 - 23
4 山手幼稚園	山手1丁目2 - 6	16 天応めぐみ幼稚園	天応西条1丁目3 - 12
5 信愛幼稚園	和庄登町21 - 20	17 明德幼稚園	海岸3丁目11 - 14
6 せんとく幼稚園	中通2丁目6 - 18	18 焼山こばと幼稚園	押込西平町29 - 84
7 聖慈幼稚園	海岸3丁目5 - 41	19 わかば幼稚園	仁方本町2丁目2 - 7
8 みのり幼稚園	吉浦中町2丁目8 - 28	20 焼山フタバ幼稚園	焼山中央1丁目6 - 22
9 ひかり幼稚園	上山田町2 - 28	21 桜ヶ丘幼稚園	焼山桜ヶ丘2丁目6 - 28
10 青蓮寺幼稚園	伏原1丁目13 - 16	22 西方寺幼稚園	東中央2丁目4 - 14
11 善通寺幼稚園	広中新開2丁目2 - 10	23 やよい幼稚園	広文化町1 - 52
12 呉あそか幼稚園	清水2丁目1 - 26	24 とくふう幼稚園	広本町3丁目15 - 24

名 称		所 在 地		名 称		所 在 地	
25	花の木幼稚園	焼山中央3丁目17-23		29	川尻光幼稚園	川尻町森2丁目5-32	
26	昭和幼稚園	栃原町西谷638-2		30	安浦幼稚園	安浦町内海北1丁目10-16	
27	焼山みどり幼稚園	焼山東1丁目19-17		31	あいく幼稚園	安浦町安登西5丁目25-26	
28	スカウトランドひまわり幼稚園	中央5丁目12-18		善隣幼稚園，信愛幼稚園は休園中			

### (3) 呉市内の保育所(園)(平成22年3月現在)

#### [ 呉市立 ]

名 称		所 在 地		名 称		所 在 地	
1	中央乳児保育所	西中央4丁目8-2-101		14	音戸保育所	音戸町高須2丁目1-9	
2	山の手保育所	山手2丁目11-1-101		15	奥内保育所	音戸町畑3丁目27-2	
3	川原石保育所	海岸4丁目1-13		16	早瀬保育所	音戸町早瀬1丁目8-36	
4	中新開保育所	広中新開1丁目2-20		17	田原保育所	音戸町田原2丁目3-16	
5	延崎保育所	阿賀南4丁目2-29		18	波多見保育所	音戸町波多見2丁目27-1	
6	原保育所	阿賀北3丁目1-8		19	渡子保育所	音戸町渡子2丁目61-2	
7	三坂地保育所	広塩焼1丁目2-19		20	室尾保育所	倉橋町11462-17	
8	大冠保育所	阿賀南8丁目15-8		21	相愛保育所	倉橋町1321-2	
9	皆実保育所	仁方皆実町1-14-101		22	須川保育所	倉橋町3303-3	
10	天応保育所	天応大浜2丁目1-5		23	明德保育所	倉橋町7531-1	
11	下蒲刈保育所	下蒲刈町下島1713番地の1		24	蒲刈保育所	蒲刈町田戸字志野辺2494-4	
12	川尻保育所	川尻町久俊1丁目2-2		25	安浦中央保育所	安浦町中央3丁目3-7	
13	小用保育所	川尻町小用1丁目8-5		26	安登保育所	安浦町安登西5丁目7-20	

小用保育所は休所中

#### [ 認定こども園 ]

名 称		所 在 地	
1	焼山こばと保育園 焼山こばと幼稚園	押込西平町29-84	

#### [ 私立 ]

名 称		所 在 地		名 称		所 在 地	
1	救世軍呉保育所	青山町1-4		7	大心保育園	吉浦中町1丁目9-18	
2	嶺南荘保育所	東畑2丁目2-18		8	落走保育園	汐見町12-8	
3	平原保育園	平原町19-12		9	後藤保育所	宮原5丁目9-5	
4	至心保育所	東中央3丁目1-5		10	法正保育所	的場3丁目7-12	
5	銀の鈴保育園	東中央1丁目5-2		11	鍋保育所	警固屋4丁目1-11	
6	呉第一保育園	両城2丁目1-3		12	阿賀保育園	阿賀中央2丁目7-7	

名 称		所 在 地		名 称		所 在 地	
13	横路保育所	広横路4丁目1-46		22	宮ヶ迫保育園	焼山宮ヶ迫1丁目1-3	
14	徳風保育園	広本町3丁目15-24		23	明和保育園	焼山ひばりヶ丘町18-15	
15	名田保育園	広白岳1丁目3-8		24	鈴らん保育園	中央6丁目11-1	
16	長浜東保育所	広長浜4丁目3-3		25	ときわ保育園	広横路3丁目11-32	
17	仁方保育園	仁方西神町38-7		26	警固屋みらい保育園 みらい乳児保育園 (警固屋みらい保育所分園)	警固屋8丁目8-17	
18	呉聖園マリア園	和庄登町5-8				本通3丁目4-16	
19	臨海保育所	広小坪1丁目50-15		27	昭和第2園ココロ	郷原町字林頭1995番地	
20	焼山保育園	焼山中央4丁目10-5		28	焼山こばと保育園	押込西平町29-84	
21	昭和保育園	栃原町667番地の2					

[ 公設民営 ]

名 称		所 在 地		名 称		所 在 地	
1	坪内保育所	船見町1-2		3	郷原保育所	郷原町1946	
2	吉浦保育所	吉浦東本町2丁目3-30					

[ 地域保育所 ]

名 称		所 在 地		名 称		所 在 地	
1	女子畑保育所	安浦町大字女子畑656		2	ゆたか保育所	豊町大長字中大浦4783	

女子畑保育所は休所中

## (4) 呉市内の小学校(平成22年3月現在)

[ 呉市立 ]

名 称		所 在 地		名 称		所 在 地	
1	仁方小学校	仁方本町1丁目6-6		13	坪内小学校	宮原12丁目13-1	
2	小坪小学校	広小坪1丁目24-1		14	宮原小学校	宮原4丁目8-1	
3	長浜小学校	広長浜4丁目1-26		15	和庄小学校	八幡町10-7	
4	白岳小学校	広駅前1丁目6-1		16	本通小学校	寺本町1-10	
5	広小学校	広杭本町3-1		17	長迫小学校	長迫町12-5	
6	三坂地小学校	広中迫町4-1		18	明立小学校	伏原2丁目6-38	
7	郷原小学校	郷原町1584-1		19	荘山田小学校	東中央3丁目1-23	
8	横路小学校	広横路4丁目1-9		20	呉中央小学校	西中央3丁目11-13	
9	阿賀小学校	阿賀南2丁目1-1		21	両城小学校	三条2丁目15-12	
10	原小学校	阿賀北4丁目3-16		22	港町小学校	海岸3丁目5-30	
11	大入小学校	阿賀南8丁目8-20		23	吉浦小学校	吉浦中町2丁目6-5	
12	警固屋小学校	警固屋7丁目5-1		24	落走小学校	汐見町10-25	

名称	所在地	名称	所在地
25 天応小学校	天応大浜2丁目1-64	40 明德小学校	倉橋町7490
26 昭和西小学校	焼山宮ヶ迫1丁目3-1	41 倉橋小学校	倉橋町963
27 昭和東小学校	苗代町39-2	42 尾立小学校	倉橋町10003
28 昭和中央小学校	焼山中央4丁目1-1	43 倉橋東小学校	倉橋町11161-1
29 昭和南小学校	焼山此原町14-1	44 蒲刈小学校	蒲刈町向771
30 昭和北小学校	焼山本庄1丁目6-1	45 三津口小学校	安浦町三津口2丁目27-2
31 下蒲刈小学校	下蒲刈町下島3484-3	46 内海小学校	安浦町内海北1丁目2-5
32 川尻小学校	川尻町久俊1丁目5-24	47 野路東小学校	安浦町大字女子畑639
33 音戸小学校	音戸町引地2丁目2-1	48 野路中切小学校	安浦町大字内平9-2
34 高須小学校	音戸町南隠渡1丁目12-6	49 安登小学校	安浦町安登西5丁目7-19
35 渡子小学校	音戸町渡子2丁目23-1	50 豊島小学校	豊浜町大字豊島字城ヶ口3690
36 田原小学校	音戸町田原2丁目3-1	51 豊小学校	豊町大長字前大浦4790-1
37 早瀬小学校	音戸町早瀬1丁目8-15	- 延崎小学校	(休校)
38 奥内小学校	音戸町畑3丁目27-1	- 情島小学校	(休校)
39 波多見小学校	音戸町波多見9丁目11-1	平成22年3月31日で廃校, 阿賀小学校に統合	

## (5) 呉市内の中学校(平成22年3月現在)

### [ 呉市立 ]

名称	所在地	名称	所在地
1 仁方中学校	仁方棧橋通16-8	15 吉浦中学校	狩留賀町8-6
2 長浜中学校	広長浜4丁目1-9	17 昭和中学校	焼山中央6丁目9-1
3 白岳中学校	広駅前2丁目11-1	18 昭和北中学校	焼山泉ヶ丘2丁目11-1
4 広中央中学校	広吉松2丁目15-1	19 下蒲刈中学校	下蒲刈町下島2119
5 郷原中学校	郷原町字大鷲1706	20 川尻中学校	川尻町西1丁目23-47
6 横路中学校	広横路4丁目9-15	21 音戸中学校	音戸町南隠渡4丁目15-1
7 阿賀中学校	阿賀中央5丁目14-16	22 明德中学校	音戸町藤脇1丁目30-1
8 警固屋中学校	警固屋7丁目4-1	23 倉橋西中学校	倉橋町1312
9 宮原中学校	船見町1-1	24 倉橋東中学校	倉橋町12612
10 和庄中学校	和庄登町3-18	25 蒲刈中学校	蒲刈町向771
11 東畑中学校	東畑2丁目7-38	26 安浦中学校	安浦町中央4丁目2-1
12 片山中学校	東片山町13-5	27 豊浜中学校	豊浜町大字豊島字妙現3438
13 呉中央中学校	西中央4丁目10-52	28 豊中学校	豊町久比字新開乙2411-1
14 両城中学校	両城2丁目22-15	- 大冠中学校	(休校)
16 天応中学校	天応東久保2丁目7-1	- 音戸西中学校	(休校)

[ 私立 ]

	名 称	所 在 地
1	呉青山中学校	青山町 2 - 1

( 6 ) 呉市内の特別支援学校(平成 2 2 年 3 月現在)

[ 広島県立 ]

	名 称	所 在 地		名 称	所 在 地
1	広島南特別支援学校呉分校	阿賀中央 5 丁目 1 3 - 7 1	2	呉特別支援学校	焼山北 3 丁目 2 2 - 1

### 3 呉市次世代育成支援対策推進協議会

#### 呉市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「法」という。)第21条の規定に基づき、呉市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、呉市次世代育成支援対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を行う。

- (1) 法第8条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画(行動計画)の検討並びに検証及び推進に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策の普及啓発に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策の情報収集及び情報提供に関すること。
- (4) その他関連計画との総合調整に関し必要な事務

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 協議会の会議は、会長が必要と認めるときは、特定の事項について関係のある委員のみで開催することができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会において定める。

付 則

この要綱は、平成16年8月26日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月28日から実施する。

### 呉市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

氏 名	所 属 等	備 考
井 田 淳一郎	呉市民生委員児童委員協議会 会長	会 長
香 川 治 子	広島文化学園大学 特任教授	副会長
豊 田 秀 三	呉市医師会 会長	
前 谷 照 男	呉市歯科医師会 会長	
久 保 正 乗	呉市保育連盟 会長	
熊 谷 栄 治	呉市私立幼稚園協会 理事長	
山 本 さなえ	呉市すこやか子育て協会 子育て支援総合コーディネーター	
松 原 美和子	呉市小学校長会 呉市立坪内小学校長	
中 村 直 美	呉市PTA連合会 副会長	
三 戸 初 人	呉市子ども会連合会 会長	
浜 田 恒 男	呉商工会議所 専務理事	
井 原 真 琴	連合広島呉地域協議会 女性委員長・特別幹事	
空 政 彦	広島県西部こども家庭センター 課長補佐兼係長	
伊賀上 節 子	市民代表（一般公募）	
明 神 裕 子	市民代表（一般公募）	

## 4 呉市次世代育成支援行動計画(後期)策定経緯

開催期日	会議名称等	内 容
平成21年2月	次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査	・就学前児童の保護者と小学生児童の保護者を対象 配布 4,000世帯 回収 2,030世帯 (回収率 50.8%)
平成21年5月	呉市次世代育成支援対策推進協議会委員の公募	・市民代表2名を公募
平成21年 7月24日	第1回呉市少子化対策推進本部幹事会	・呉市次世代育成支援行動計画(後期)策定について ・計画策定スケジュールについて ・計画策定のための事業実施状況等調査結果等について
平成21年 8月3日	第1回呉市次世代育成支援対策推進協議会	・次世代育成支援行動計画策定について(方向性) ・呉市次世代育成支援行動計画に関するニーズ調査結果等について ・呉市の子育て環境についての意見交換
平成21年 8月25日	呉市議会民生委員会	・呉市次世代育成支援行動計画に関するニーズ調査結果等について(報告)
平成21年 10月1日	第2回呉市少子化対策推進本部幹事会	・呉市次世代育成支援行動計画(後期)素案の案について
平成21年 10月22日	第2回呉市次世代育成支援対策推進協議会	・行動計画の基本的方向について ・呉市次世代育成支援行動計画(後期)素案について
平成21年 11月25日	呉市議会民生委員会	・呉市次世代育成支援行動計画(後期)案の市民意見公募手続について
平成21年 11月27日	呉市次世代育成支援行動計画(後期)案に対する意見の募集	・市民意見公募手続(平成21年12月28日まで) ・意見応募23件
平成22年 1月29日	第3回呉市少子化対策推進本部幹事会	・呉市次世代育成支援行動計画(後期)案に対する市民意見への対応について ・呉市次世代育成支援行動計画(後期)案について
平成22年 2月5日	第3回呉市次世代育成支援対策推進協議会	・呉市次世代育成支援行動計画(後期)案について
平成22年 2月10日	呉市少子化対策推進本部会議	・呉市次世代育成支援行動計画(後期)案について
平成22年 3月4日	呉市議会民生委員会	・呉市次世代育成支援行動計画(後期)案について

## 5 用語解説

### 【あ行】

#### エンパワーメント

力をつけること。女性が政治・経済・社会・家庭などの社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身に付けることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方。

### 【か行】

#### 学校評議員制度

より一層開かれた学校づくりを進める観点から導入された制度で、学校外の有識者などを学校評議員として委嘱し、校長が必要に応じて学校運営、教育活動や学校と家庭・地域社会との連携などに関して助言を求め、学校運営に反映させることを目的としている制度。

#### グループワーク

参加者がグループのプログラム活動に参加することで、メンバー間相互の影響を受け、個人が変化（成長、発達）する援助の過程をいう。

#### 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均こどもの数を指す。

#### コーホート変化率法

各コーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

### 【さ行】

#### 情報モラル

高度情報社会においてトラブルなどに巻き込まれず、また、知らないうちにトラブルを巻き起こしていた、ということにならないため、適正な活動を行うための基になる考え方・態度。

### 【は行】

#### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

#### ポータルサイト

インターネットでホームページを見る際に最初に入るウェブ（web）サイト。

### 【や行】

#### ユニバーサルデザイン

製品、建物、環境等を障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようはじめから考えてデザインするという考え方。

### 【わ行】

#### ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳される。「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。





## 呉市次世代育成支援行動計画（後期）

発行年月 平成22年3月

発行 呉市

編集 福祉保健部子育て支援課

TEL (0823) 25 - 3254

FAX (0823) 24 - 6720

〒737 - 0041

呉市和庄1丁目2番13号すこやかセンターくれ4F

この計画書及び概要版は、くれ子育てねっとからダウンロードが可能です。( <http://www.kure-kosodate.com/> )